

第六卷第一號

監
獄
雜
誌

警察監獄學會
發

監獄雜誌第六卷第一號目錄

●明治廿八年の新刊を祝す

在廣島 東海漁史稿

●論說……………(三頁)

●萬國監獄會の沿革を叙し併せて希望を述べ

●東北地方典獄協議會紀要(承前) 快哉生

●特別寄書……………(二十一頁)

●作業論に就き米澤岡幸助君に答ふ 同 印南生稿

●作業原論

●海外通信……………(二十九頁)

●米國コンゴルド監獄より通信 薇峰樵夫

●批評……………(三十三頁)

●獄事叢書等の批評に就て 庚 既 生

●小河岳洋氏に監獄學の著を謝す 中 村 襄

●雜報……………(三十六頁)

●問答……………(四十五頁)

●刑期起算方に就ての質疑 在大阪 洋々 散士

●通信……………(四十六頁)

數件

●躬行叢話……………(五十頁)

●夫妻協力して逃囚を捕獲す

●雜錄……………(五十一頁)

●明治廿七年中の獄事紀要

●懲治人貢與の道を聞くべし

●囚人の監獄品給與に就て 三池 獨 意 生

●戒食懲罰者に對する役業 旭 水 生

●寄書……………(五十六頁)

●看守養成方に付所感 臨地 隱 士

●監獄改良の基礎は看守に在り 哀々居士稿

●獄首に際し監獄當局者に要望す 無 我 生

●囚人書籍看讀は監獄物に非ず 南筑邊 隅 生

●刑事被告人の食料を改良せられんことを望む

●諸國の數は限定なき乎 革 進 生

●異食論の安を辯ず 紀 律 生

如 一 法 人

●會告

恭賀新正

明治廿八年一月

愛讀者諸君

警察監獄學會

●警察監獄學會出版物廣告

伯爵井上内務大臣閣下題字
 司法次官清浦奎吾君序文
 神奈川縣知事 中野健明君序文
 靜岡縣知事 小松原英太郎君序文
 神奈川縣典獄 小河滋次郎君編著

内務省警保局長 小野田元熙君序文
 帝國大學法科大學長 穂積陳重君序文
 内務省土木局長 都筑馨六君序文
 參事官文學士 久米金彌君序文
 内務省參事官文學士

監獄學

全

(監獄構造法石版密圖數拾葉入)

日本監獄法講義

靜岡縣知事小松原英太郎君演述

完

監獄費國庫支辨論

司法次官清浦奎吾君序文 宇川盛三郎君序文 神奈川縣典獄小河滋次郎君反譯

完

獨逸監獄管理法

靜岡縣知事小松原英太郎君序文 內務參事官兼法制局參事官文學士都筑馨六君序文
內務書記官文學士久米金彌君序文 神奈川縣典獄小河滋次郎君著

完

看守必携獄務提要

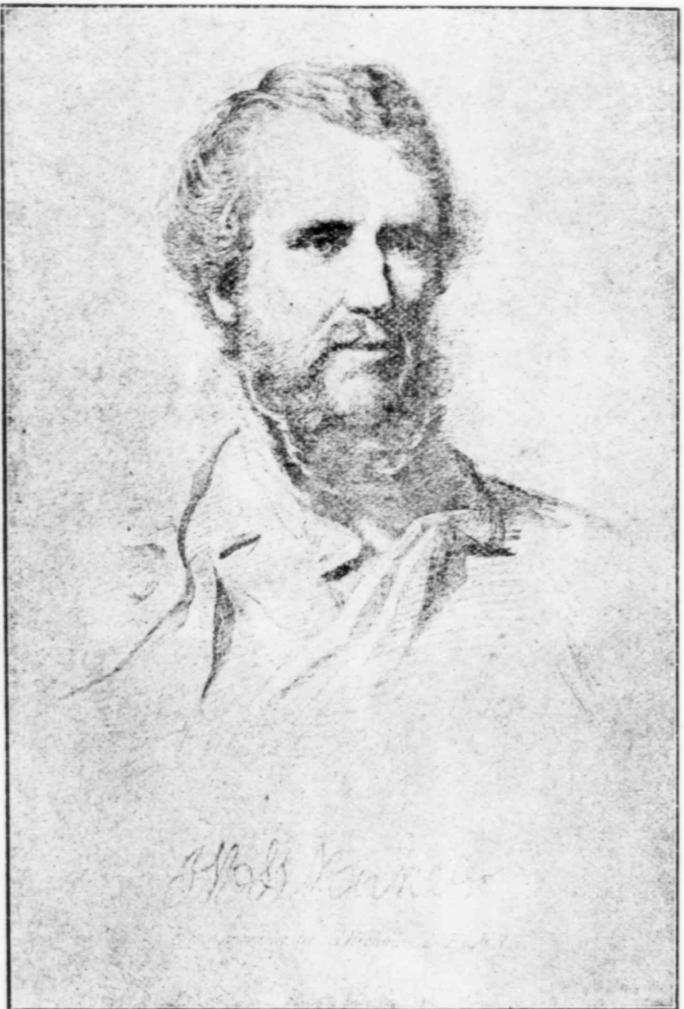
靜岡縣知事小松原英太郎君題字 前宮城集治監典獄八木秀太郎君序文
宮城縣典獄山崎義徳君序文 宮城集治監教師藤吉習教君著

完

監內揭示條目辯解

全

(英 國 監 獄 改 良 家)



(イギリスの監獄改良家)

●明治廿八年の新刊を祝す

在廣島 東海逸史稿

光陰は矢の如く歲月は流るゝが如し昨は是新年と喜ひし廿七年も最早一週を終へ空上の煙霧となりて時昔に屬し今亦た茲に廿八年の新祥を迎ふるに至る嗚呼何ぞ其の早きや然り而して我か監獄事業は年を重ねるに従ひ駭々乎として改良進歩の境域に達すへきものたるを思へば亦た大に喜ぶへく賀すへきものありて存するなり然り吾か最愛購讀の益友者たる監獄雜誌も初刊以來益々壯健にして議論明確常に剛毅活潑斬新を以て年を経ると茲に六星霜巻を重ねると六卷巍然として富岳も音ならず而して吾人か此間に於て監獄雜誌の恩恵に沐浴し學理上實務上眞理を闡明し新智識を占領せしと渺少にあらざる也

要するに監獄改良の事業たるや前途將に漸く頻繁ならんぞす此時に當りこの道の指南車たる監獄雜誌は銳意敏捷熱心に學理に徹し實際を穿ち層

倍奇警慨切適世の記事を掲げて天眞爛漫たる一大光輝を發揚する所あり
 願ふに今回新刊を迎ふると共に監獄雜誌に向ひ吾人が希望すべき要件を
 舉ぐれば誠に多々ありて存す然りと雖その重なるものに至ては雜誌既
 に業に既往の紙上に於て表明論述せらるゝを以て今爰に吾人か事新しく
 喋々するの必要を感せざる也然り然りと雖大に吾人の注意を要すへきも
 のありて存す何となれば吾人か積年の希望をして正しく成達せしむるも
 のは必ず廿八年なりと信す夫然り廿八年は實に吾人の希望をして成就せ
 しむるの一大好機なり斯の一大好機は失ふ可らず此の最大佳辰は空過す
 可らず必ず大に成すへきものあるを信する也之れが大局に衝る監獄雜誌
 は吾人と共に俱に滿腔の熱血を注ぎ全力を奮て大に國家の爲めに淬盡す
 る所なくんはある可らざる也聊か數言を綴り蒸詞と爲し謹而明治廿八年
 の新刊を祝す

監獄雜誌第六卷第壹號

論 說

●萬國監獄會の沿革を叙し併せて希望を述ふ

總べての法律規則が國の習慣、風俗及び立法に據つて胎出するが如く刑法も亦た一國民生の創造物なること勿論にして従つて治罪及び行刑法の如きも亦た國に固有せる性情に基きたる一の格段なる組織操縦を稟保すべきこと固より論を俟たざるなり、監獄制度を指して國有的 (national) のものなりとは則ち是を以て之を謂ふ、然りと雖とも亦た有無、相通し長短、相補ふは則ち文明社會の通性にして其の足れるものは以て彼れに充たさしむべく其の優れるものは以て彼れに取らしむべくまた其の己れに足らざるか或は劣れるものは則ち猶豫なく彼れに請益して以て之を取捨する所あるを要す、彼れに做ふことの耻となすに足らざるが如く我れに做はしむること亦た敢て以て誇るに足らず、此くの如くにして然かも毫も彼の世に所謂國粹なるものに消長を及ぼすの恐れあらざるのみならず偶ま以て益々大に其の粹を發揚するに至らしむるを得べきなり、

學術に國境なし、理法を尋釋し純義を闡明する上に於て何んぞ時の古今國の内外を問ふの違まあらんや總べての文物制度が一として學術に淵源せざるものなきが如く監獄も亦た其の根據とする所實に學術にあり

り、監獄改良のこと蓋し近世文明の賜にして語を換へて之を言へば哲學、倫理學、法理學、國家學等諸般學術の發達進歩したること實に之れが因にして所謂監獄科學なるもの此に始めて其の基礎を定め由つて以て行刑制度の活力となり原動力となりつゝあると何人も亦た疑を其の間に容れざる所なり、監獄科學發達せば行刑制度も亦た進歩すべく行刑制度進歩せば彼の刑罰に據つて犯罪を絶滅し社會の危害を掃清する所以の目的も亦た此に始めて貫徹するを得べきなり、苟くも刑罰の目的にして此に在らん乎、宜しく先づ其の胸襟を開披して大に知識を世界に求むるの決心を起し益々大に監獄科學の發達進歩を計畫する所なくんばあるべからず、監獄は則ち此に至つて兼ねてまた萬國的 (International) の性質を具有すべき否な具有せしめざるべからざるものなりと謂ふ蓋し不可なきなり。

犯罪なるもの各國を通じて殆んど其の起生の淵源を同ふせざるはなきが如く之を剿伐する所以の方法も亦た各國其の歸一を同ふせざるべからず少くも之を同ふすることを得べきなり、監獄の萬國的性質を有するものなることは是を以ても知るべきなり、米國に施行する所のものを歐洲に摸倣する能はずと謂ふ勿れ、歐洲に効果ある所のものを之を東洋に適用し之を我が帝國に採擇して同一の好成績を收め能ふべからずと謂ふ勿れ、我が帝國に好績を奏する所の者直ちにまた移して之を彼れ歐米諸國に實施せしめ能はずと謂ふ勿れ、萬國的性質を具有する所の監獄事業は汝を踰れば則ち死する弊の如く准を踰て而して北すれば根となく樹の類と同一視すべきものには非ざるなり、是を以て彼の居然として尊大自ら構ふる所の歐洲諸強國の文明を以てすらも一たび其の彼岸の兒邦として輕蔑しつゝありし所の北米合衆國に於て監獄改良事業の緒

を開くを聞くに當りてや英國に佛國に將た獨逸に得西亞に各々争ふて其の國使を彼れに特派して彼れが實施しつゝある所の獄制の便否利害を討究調査せしむる所あり、其の結果は卯ち或は「アウプレン」制に依り或は「メンシルバニヤ」制に基づき免に角彼れ兒邦として輕蔑し來りし新進國の創始發見せし所に就て各々大に其の獄制を釐革する所あるに到れり歐洲諸國の内におつても亦た英國、巴丁、白耳義等は即ち卓然として夙に獄制の比較的、完整したる者ありと稱す是を以て他の諸強國は常に幾多の國交的争競事情あるにも拘はらず獄制に就ては則ち腰を折て彼れに請益する所尠しとせず、且つ又歐洲大陸即ち羅馬法系統を追ふ所の諸國に在つては刑法其の他諸般、法制に屬する立法及び適用等に關し英國の如き殆んど度外視して之を顧みる所なきにも拘はらず獨り行刑制度に就ては則ち大に彼れに研究する所あり、彼れを知るを以て反て俗儒なりと斥けせらるゝ所の者、獨り監獄事業に就ては則ち彼れを知らざれば以て重きを斯の社會に、なす能はず、監獄當局の有司は言ふを俟たず學者政治家亦た皆な斯くの如きなり、監獄事業の萬國的なるべきことを以ても益々明瞭なるを得べし。

纏つて監獄事業は如何にして其の改良の道途を啓きたるかを反顧せよ、斯道の鼻祖「フイラントロープ」ジョンホワルドが何の必要あつてまた如何なる目的を以て斯の事業に其の身を擲ち其の資産を蕩盡したるかを考察せよ、倫理的博愛主義 (christliche Liebe) は即ち實に之れが導火線たりしものに非らずや、博愛に國境なし獨り文明諸國のみと謂はず西比利亞に南塚諸島に如何なる邊陲絶僻の地と雖も亦た到る所共に博愛の均霑に浴するの恵を得せしめずんばあるべからず、苟くも博愛の旗幟を樹てゝ之れに臨む、朝鮮、

救護すべく支那、風靡せしむべく歐米諸國、亦た席卷すべく餘力、尙は八紘を併呑して以て大に博愛の目的を貫徹せしめずんばあるべからず、博愛の前には何んぞ局束として國境の内外を問ふの違まか之れあらんや、ジョンホワルドをして足跡、殆んど三たび歐洲の全土に遍く終に復た一たび敗殘老瘦の病軀を驅つて親しく北魯及び亞細亞全洲を巡緯せんと企てしめし所以の者豈に夫れ博愛の爲めに托孤寄命の天職を盡さんと欲せしめたるが爲めなるに非らずや、倫理的博愛の主義は實に監獄改良事業の導火たりしなり、始め既に此くの如し今亦た此くの如くならざるべからず終りも亦た博愛を以て少くも其の大部分を支配せられずんばあるべからず、博愛にして果して國境なしとせば此の點に於ても亦た監獄事業の萬國の性質を有すべきものなること愈々益々照々乎として其れ明らかなるを得べし、

監獄事業にして果して萬國の性質を具有するものなりとせば之れが改良を圖り之れが終局の目的を貫徹せしめんとならば宜しく先づ大に知識を世界に求めて萬國的に博く相談尋釋する所なくんばあるべからず、是れ即ち萬國監獄會議の創設を必要とする所以にしてミツタルマイエル、ユウリユース、ネルネル、ウアレントラツプ、ウエルケル、スリンゲル、ドクメチヤ、モーリウ、クリストーフ、ダンイツド、ホワイトウアース、リュツセル等有名なる歐洲各國の法曹、政治家、慈善家の輩、之れが唱首となり幸にして各國政府の採認する所となり千八百四十六年今を距る四十九年始めて、フランクフルト、アン、マインツに於て會長ミツタルマイエルの下に此の會議の開設を見るを得たり、監獄改良の事業は此に復た前途一層、多望なる新機運を開かんとするに至れり

創設以來今に到る凡ろ五十年、其の間時に盛衰興敗なきに非ずと雖も大体、別て之を中興の會議及び中興後の會議となすを得べし千八百四十六年乃至千八百五十七年に於て前後三回

第二回はブリュッセルに於て第三回は千八百四十八年即ち

若くは和蘭に於て開くべかりしを政亂の爲め終に之を中絶し十年の後漸く復た之を博愛會議なる名稱の下に開設せり

に開設したるものを前者となし千八百七十一年

以後今日に到るまで前後四回に會催したるものを後者となす而して中興前の會議に於ては専ら分房制の利害及び其の實施の方法、幼年囚感化法並びに分房制監獄の構造法等に就て審議を盡し其の結果到る所監獄

の改良、折衷的分房制の實施、幼年農業監の創設等を見ざるはなく一面、斯の事業の駸々として實際的

改良の効を奏するの傍ら一面、また斯の事業をして確然たる専門的一科學たる位置を學術社會に占有せしむるを得るに至れり、尠くも曾て冷然無感なりし社會をして大に斯の事業に注目するに至らしめたるの効

は偏へに萬國監獄會議の賜として之を感謝せずんばあらざるなり、斯くの如く少からざる効果ありし所の

もの何が故に前後僅かに三會の短運命を以て終に一時中絶するを得ざるに至りしか、是れ大に吾人の研究せざるべからざる所なりとす、蓋し物進むに鋭ならんと欲するときは動もすれば頓ち精思を欠き整實を失

し事の終に極端に流れ易からんとするは自然の理勢にして萬國監獄會議も亦た不幸、終に

第一回を

フランクフルトに開きたる會議に於て劈頭第一に此の點に關し會長ミツタルマイエルの最も慎重剴切なる注意ありしにも拘はらず

此の轍を履むに至りしを免かれず、餘まりに理論を闡明せんことに熱注するの結果は終に實際上の便否を討究することを放擲せり、餘まりに良制を採用せんことに虚心なるの結果は終に斯の事業の萬國の性質を有すると共に併せてまた動かすべからざる一國の性質をも具有するも

のなることを忘却せり、彼れが豫期する所の目的は容易に著るしく之を事實の上に表顯せしむること能はざりき、彼れが聲の徒らに大なりしは偶々以て保守的俗流社會の反動を起し彼れをして我れに反對するの氣焰を高め乘じて以て我れを攻撃するに屈強なる弱點を見出すこと益々多からしむるを致したり、之れに加ふるに政變、多費、梟雄の跋跨、先輩の没落、會員の倦怠等亦た之れが副因となり終に千八百五十七年の第三回を以て此に一時中絶の止むを得ざる運命に陥りしこと、また是非もなき次第なりと謂ふべし、

彼れは餘りに實行に敏ならんと欲するが爲めに全局の利害便否を判斷する上に於て甚だ輕忽に且つ褊狭なるを免かれ能はざりし、彼れは餘り急激に統一的改良の實効を擧げんと欲するにアセリたるが爲めに會議の性質をして寧ろ無斷的多數の壓制力を施すに便ならしむるが如くに變更せり是れ即ち彼れをして失敗を來さしめたるの因にして、其此に至りたる所以のもの、實に彼れが世に絶對的、唯一完美の監獄制度なるものあるべしと妄信せしに由るに非らざるなきを得んや、然りと雖も亦た失敗は彼れに善き經驗を與へたり其の衰亡する所以を知つて同時にまた之を隆興し之を確固にし之を有益に利用する所以の方法を發見せり、年所を窺みすること此に十有六、蘊隆鬱積せる氣運は此に端なく「ドクトル」ワインズに由て發揮せられ、ワインズは北米合衆國の人千八百七十一年國使の命を帯びて歐洲に一瀉千里の勢を以て千八百七十二年再び復た所謂中興後の第一回萬國監獄會議なるもの創設を英京倫敦に見るを得たり、彼れは劈頭、先づ會議をして決定的より寧ろ協動的に、演繹的より寧ろ歸納的に、討論的よりも寧ろ演說的に、絶對的よりも寧ろ比較的、露大的ならんよりも寧ろ小心的ならしめんことを聲言せり、彼れ中興前の會議に於て失敗を招きし所の原因は總べて盡く之を除去することに努むべしと慎戒せり、此くの如くにして而して終に第一回萬國監獄會議は萬衆歡迎の下に開會せらるゝを見るに至れり

分房制の利害は中興前の監獄會議に於ける殆んど唯一の「主物的」問題にてありし、倫敦會議に於ても亦た此の問題に於て討議する所ありしと雖ども努めて實着を旨として成るべく奇激に奔り空論に流るゝの弊なからしめんことに警戒せり、其の議決する所は即ち短期四に向つては成るべく分房制の施行を必要とするも長期四に對しては則ち幾分か之を寛宥するも妨げなし、國情若し急に分房制の施行を望むこと能はずとならば宜しく先づ姑らく階級的雜居制に由て以て徐々に分房制實施の道途を拓くことを努むべし、徒らに先鞭の虛名を争ふて以て速成的全功を收めんとするは則ち偶々斯の事業に福を嫁せしむるの因たるを免かれ能はずと議定せり其の他本會の討議に上りし所のもの通じて凡そ二十九件、一監獄に於ける四人の最多數、四人の類別法、法律を以て行刑法を制定すべきこと、懲罰として施体處分を行ふの可否、教育法、看守學校、流刑、自由刑の統一、終身刑、假出獄、監視、累犯者の處遇、作業、監督權の統一、幼年四の處遇、萬國的統計、出獄人保護、自由刑の最長期、刑事被告人、犯罪人引渡條約、小監獄に關する事項、即ち是れなり、而して其の本會が中興前の會議に比して著るしく改良進歩したる特色として見るべき所のものは、各國政府特派委員の外尙は學者、政治家、慈善家、宗教家等が一人の資格を以て參同したること、各般の事件をば部分けとして類別し各部、委員を設けて以て審議を盡さしめたること及び議事の一般に説明的を主として之を決定することに就ては則ち甚だ重きを置かずし等の諸點とし要するに大体す、

べて其の主義とする所は漸進と實着に取り先づ直接、行務に急なる者を探つて議件となし浮華高遠に涉るの理論的間接問題に就ては則ち最も之れに遠ふざからんことを主眼とせり是に於て乎則ち萬國監獄會議の信様は恢復せられ再び世人の注目を惹き起せしこと甚だ切に、終に前途多望、斯道萬歳の歡呼を以て圓滿に本會の終結を見るに至りぬ。

監獄事業の萬國的なると共に併せてまた自國的なるべきこと否ならしめざるべからざるのことは實に倫動會議に由て益々闡明せしめらるゝことを得たり、遇囚諸般の事項、殊に構造、作業、檢束、衛生等の諸點に就ては最も一國的、固有の性情、風俗、慣習、經濟斟酌して其の宜しきに適せしめざるべからざることを確信するに至りたること偏へに倫動會議の賜として之を記憶せずんばあらざるなり、會議の目的とする所は實に比較にあり博く各國に於て實施せる所の方案の成績に就て其の便否利害を説明的に對照調査せんと欲するにあり、比較的、優勝利便なりと認めたる所のものは敏明なる委員即ち各國政府の取捨に一任せんと欲するにあり、是を以て完全なる監獄統計を調理すること益々其の必要の切なるものあるを感ぜしれより以往、監獄統計は萬國監獄會議に於ける殆んど唯一の「マートンリッチ」的統要事項なる位置を占有するに至り第二回に於ては即ち最も深く此の點に注意を加ふべきこと全會の希望にしてまた特に會長の名を以て各國政府に申課する所ありき。

越て五年、第二回萬國監獄會議は豫定の如く千八百七十八年を以て瑞典のストックホルムに開かれぬ、會集する者皆に其の員數の上のみにならず人物に於ても亦た大に第一回に超絶し提出材料の點に就ては殊に最も精撰する所あり議事の進行の如きも亦た整然として細大すべて漸く蔗境に入ることを得たるもの、如し、討議事項は別て之を三部に類集し各部に委員を設け委員會に方て審議調査したる所のものを以て之を總會に報告且つ決定せしむることなせり、而して第二回に於ける討議事項は行刑法へ法律を以て之を制定、自由刑の統一、流刑の利害、中央監督官署の機限等即ち第一部に屬し萬國的監獄統計、看守の教習法、懲罰法、假出獄、分房制、分房施行の期限、等は則ち第二部に屬し出獄人保護、孤兒及び懲治人の教育、再犯豫防法等は則ち其の第三部に屬する主要なるものにてありき（立法に關する事項は第一部とし行刑に關する事項は第二部とし豫防に關する事項は第三部とす）會議の結果は前後二卷の冊子に印刷して之を聯合各國に配布せり、會議の信様は此の冊子の信様に賴つて益々其重きを致し斯道無二の指南車として一般監獄社會より歡迎せらるゝを得るに至れり。

第三回は常任委員會に於ける準備等の都合の爲めに稍々遷引して千八百八十五年に到り漸く之を伊國羅馬府に開設するを得たり討議事項は過半第二回に於ける繼續問題を以て成り新問題としては則ち名譽權剝奪の利害、刑期を測定するに就て裁判官の憑據すべき標準如何、兒童の犯罪に對する親の義務の程度、幼年犯罪者に對する裁判官の權限（以上第一部）分房監獄の構造法、拘留監及短期囚監獄の組織、監督委員會の利害、囚人の食料程度（第二部）出獄人保護場を特設するの利害、乞丐驅除の方法、囚人日曜事業如何等はれなり、議事の体裁は大體すべて第二回に於けるものと異なる所なしと雖も獨り本會に於ける特色の顯象と認むべかりし所の考は彼の有名なるフェリー及ビロンホルン二氏の創説せる刑事人類學の根據地に開

設いたるとなるを以て、參列會員をして、勢ひ此の學派に感化するもの多からしむるに至りたると即ち是れなり、人類學派も亦た夙く此に着眼する所あり、萬國監獄會議の機會を利用して彼れも亦た同時に其の總集會を羅馬に開き大に此の學派の布教に苦心盡する所ありき、會議の結果は例に依てまた印刷物として之を配布せり、印刷物は前後三卷を以て成る有益なる材料を以て充されたるは固より論を俟たず、但だ其の材料の多きだけ其れ丈け取捨を要するもの多しとはクローチ氏の之れに對する痛評なり

第四回は豫期の如く千八百九十年を以て魯都シントペーテルスブルグに開かれたり、會議の体裁は唯だ追々經驗を重ねるに從て益々其の面目を革新するに至りたりと云ふの外別に是れぞと云ふほどの特筆すべき現象はなかりしもの、如し、尤も其の魯西亞——有名なる西比利亞の殖民監獄を控へたる——なる老怪國に開かるべしとの前觸れを以て多少、好奇心の刺激する所となりたる影響にや參列者の多數を得たることは殆んど前回未曾有の事相なりしもの、如し、或は是を以て監獄改良事業の益々其の緒を進めたるの徵證なりと謂ふを得べくは幸慶實に之れに如くものあらざるなり

議事は大体、之を三部に別ち第一部は刑法に關する事、獄制其他監獄一般に關する事、第二部は監獄經濟に關する事、第三部は幼年犯罪者の感化、保護、豫防等に關することを討究せり云々
公使にして代理者を勤めたるは唯我國と北米公衆國のみ其他は凡て斯道専門の高名者特派せり此代理者は多くは皆數名の隨行員を同伴せり佛國の如きは其數十八人而して此隨行者何れも斯道に學識經驗ある知名の士にあらざるはなし云云

此は則ち吾人が我政府の代理者として本會に臨席せられたる西駐魯特命全權公使より聽く所にして（監獄雜誌第三卷第十二號）以て第四回萬國監獄の概況を知るべきなり、此の他また吾人は本會に於て罪名統一、囚人矯正法、作業の種類及び其施行の方法、幼年囚感化等に關する問題に就き最も全力を注いで熱心、討議する所ありたることも西公使の談話に由て之を詳悉することを得たり、殊に其の囚人矯正法を議するに方り囚人中到底感化矯治の見込みなき者あるや否や若し之れありとせば如何に之を處遇すべきや等のことあるを見て彼の刑事人類學派が如何に彼の第三回羅馬會議を支配したるかを想像せずんばあらざるなり、其の議事録（三卷）の如きは既に到達して我が内務省にありと聞く之を詳悉せんと欲する者宜しく就て參考する所あるべきなり而して該會議が如何に社會より歡迎せられたるかは請ふ左に掲ぐる西公使の談話の一節に由つて之を知れ

會議に要したるの費用は凡十萬「ルーブル」にして内三萬「ル」は市廳に於て負擔し七萬「ル」は政府より支出せり但し附屬博覽會に要したる費用は此以外にして是は總て政府の負擔に係る魯國の官民は實に優渥なる好意を以て此會議を歡迎せり、代理者及其餘の參列者を優待すること實に到らざるなく演車賃旅館料等に就ては二三割の割引をなすの外尙ほ種々なる便利を與へて務めて萬里遠來の外賓を満足せしめんを計れり、外賓接待の勞は市廳専ら之れに當り市民は恰かも自家の珍客を待つが如くに歡喜の聲を以て之を迎へり云云

是は獨り魯國に於てのみ然るにあらず、丹國に於ても瑞典に於ても英國に於ても亦た皆な然りしなり將來に

於ても尙は常に然かくあるべきは當然にして是れ則ち萬國監獄會議が斯の事業の指南車たり與奮闘たりとして其の偉大の効績をもて社會より歡迎せらるゝ所以の徵證にあらざるなきを得んや、予輩今會議の沿革を叙して此に至る覺へず案を拍て絶快を呼ぶもの幾回なるを知らず

萬國監獄會議が如何にして設けられたるや、また如何なる隆替を経て如何に進動しつゝあるやの事況は上來、説述したる所に據つて略は其の梗概を盡したりと信ず、今や監獄改良事業は止しく文明各國の競争的の事業の一に屬し其の張弛を以て殆んど文明の消長を卜するの標的となすが如く互に相競ふて益々其の改良を圖り進歩を奨め汝々として其の完整の後れざらんことを努むるもの各國到る所として皆然らざるはなし、萬國會議は則ち一面、斯の事業の萬國的改良進歩を言ると共に一面、自國的創見若くは經驗の結果、改良の實況を表彰し諮詢し又は垂教するが爲めに設けられつゝあるものなりとす、曾て決定的に偏局せし所のものは今も則ち説明的に變遷せり、表面、請益を目的とするの裏面には幾分かまた吹聴的、誇耀的の意味をも含むことは争ふべからざるの事實にして是れ亦た監獄事業改良の進歩と共に萬國會議として此の機運に發達せしめたるものと謂ふべきなり、西公使の談話に曰く

苟くも此に參列せんと欲する所のものは少くも會議の來歴、毎回議事の詳況等を熟知し居らざればあるべからず云々

と然り會議の來歴を詳悉するにあらざれば以て如何に其の機運の趨きつゝあるかを知らざるべし之を知るに非ざれば則ち終に晴れの萬國競争場裏に失敗を蒙むるを免かれず、第四回聖彼得堡に於ける我帝國の出來

榮は果して如何なりしや請ふ左の西公使の言に據て之を知れ

此度の會議に提出したる我國の問題は皆に其數の多きに過ぎしのみならず其事項も亦た餘り平凡泛濫なりしを免かれず云々或人は我國提出の問題に對して是れにて治獄一切の事を網羅し盡したりと冷評せり云々

嗚呼何んぞ其の痛切なる、冷評の一語、實に言ふべからざる無限の意味を含蓄するを見るべし吾人敢て我れは彼れに失敗したりとは明言せず之を明言せざるの苦は則ち遙かに之を明言するの苦に勝ざる、讀者また吾人ど其の感を同ふする所なりと信ず

單に幾多の問題を送付して以て彼れの討議を求む、是は則ち彼れ決定的、中興前の萬國監獄會議に於て歡迎せらるべきも局面一變せる説明的、寧ろ吹聴的なる、今日の會議には則ち終に時節後れたるを免かれず偶ま以て提出國監獄事業の幼稚なるを表白するに過ぎざるなり、苟くも既に文明國に伍して以て萬國會議に加入を約す會議の開設ある場合には、則ち特に委員を派出して以て加入の實を表し併せてまた監獄事業が如何に注意せられ如何に研究せられ如何に改良進歩しつゝあるかを顯示せざればあるべからず、委員

派遣の要は單に會議具れ自身の實況を見聞し以て大に我れに請益せしむるが爲めとのみ謂ふべからず、之を利用して以て列國をして我が監獄事業の改良進歩せる實況を確信せしむること則ち我が文明の真相を敬仰せしむること亦た其の目的とする所ならずんばあらざるなり、我が政府が夙に既に此の會議に加入を約したるにも拘はらず或は時に問題若くは監獄に關する調査書類を送付したることあるの外、未だ曾て特派

委員を撰定して之を臨席せしめたるのこともあらざるは吾人常に獨り我が監獄事業の爲めのみならず帝國文明の真相を宣揚する上に於ても亦た深く遺憾に堪へざるの感ある所なり、委員派遣の要は予預既に屢々之を唱道せり先輩諸氏亦た之を説き盡して殆んど餘蘊なし現に清浦司法次官の如きも亦た曾て監獄協會有志懇親會の席上に於て痛切に之れが必要を述べて曰く

前略既に我國は法治國として段々外國と條約の改正もする杯と云ふ様な事柄で法律も段々進んで行きつゝあるのである、然らば監獄はどうかと云ふと刑の執行場であるから是非此監獄は改良しなければならぬ、又監獄を改良する上に於ては固より一國々々に特性があるに依つて其特性に従て改良しなければならぬは勿論のことであるけれど、既に他の文明諸國と交際を結んで且つ列國の人をして我裁判權の下に立たしめんと云ふ以上は飽くまでも此文明國が執つて居る所の監獄主義と相調和して行かなければならぬ必要は申すまでもないことであらうと思はるのである依りて明後年巴黎に於て開かるゝ所の萬國監獄改良會議に是非我日本帝國より一人の委員を出したい希望である云云

第五回萬國會議は將さに本年を以て數月の後、佛京巴黎に開設せられんとす幸にして先輩諸氏の盡力は吾人の希望を空くせず政府亦た銳意、大に此に經營せられ既に適當なる問題を提出すると共に併せて亦た委員を特派するの議熟したりと聞く慶、何んぞ之れに若くものあらんや斯くの如くにして始めて我れの彼れに加盟しあるの實を表するを得べく亦我が監獄事業をして益々改良の歩武を進めしむるを得べくまた列國をして我が戰勝の光榮に加ふる文明大國の真相に敬仰せしむることを得べきなり、委員派遣のこと予輩亦

た此に多言せば、唯だ夫れ軍國多事て俗論の爲めに此の千載一遇の好時機を失はしむる勿れ軍國多事なるの時勢は則ち益々之を斷行するの必要ある所以にして綽々餘裕ある文明大帝國の真相を宣揚せしむることば實に今日を措てまた他に此くの如き好機會あるべからざるなり當路賢明の君子、蓋し夙に此に見る所あるを信ず吾人大に意を強ふる所ありて可なり若し夫れ予輩が委員其人に望み且つ問題其物に撰ぶ所あるが如きことに至りては編を改めて更らに開陳する所あるべし

●東北地方典獄協議會紀要

(承前)

快 哉 生

十四 領置の書籍と雖も看讀を許可するときは二枚以上合貼したる表紙は除するや否

何に由てか本題の疑問を生ず曰く獄務概則第十節(差入品)第六十七條「差入 書籍は一枚宛檢査し破損の具通謀の媒となるべきや否や等を詳査すへし但二枚以上合貼したる表紙あるものは其表紙を除却するに非されは差入を許すべからず」との規定あるが爲めなりと然るに此の規定たる文意最も明瞭にして苟くも差入の場合に於て合貼しある所の表紙は盡く之を除却するの手續を取りたらんには幾んど本題の如き疑義は生ずべくもあらざるなり若し強て概則施行以前の差入に係る分は如何んすべきことなれば是は必らずしも表紙を除却するにも及ばざるべく宜しく當局者に於て機宜の措置あるべきことなりと思はる、其の購求に係る領置書籍にまで此の規定の實行を及ぼさんと欲するが如きは便否利害の議論としては兎も角も

概、規定の解釋論としては殆んど些の思考を費やすべきほどのものにもあらざるべしと信ず、計らざるき紛々たる解見は四方に起り殊に山下典獄の如きは最も熱心に最も痛切に滔々差入物と領置物とを區別するの謂はれなき理由を辨難し其の現に實行せらるゝ所に基て鑿々破獄通謀を防ぐの旨趣は領置物を除外することに由て到底貫徹し得らるべからざるの實況を詳論せり其の言ふ所固とより一理なきに非らず然りと雖も山下典獄をして此の議論あらしむる所以のもの蓋し概則、所謂差入なる文字を以て監房内の差入即ち看讀の爲め下渡すの場合を指したるものと解釋したるに原因し此の原因の誤謬なることは必ずしも予輩の多言を要せざる所にして現に出張官真木監獄課長の辨明せらるゝ所に據て之を見るも明らかなり課長は言へり

概則、差入の部に規定する所を以て之を見れば本文は即ち單に差入物のみに關しての制限にして差入にあらざる領置物品に及ぼすべきものにあらざるべしと思はる

然り差入あつて此に領置あり領置物必ずしも差入のみに非らず或は購求に係るもの或は官付に係るもの名は均しく領置物なりと雖も其の原因に於ては即ち同じからず、領置あつて後ち此に始めて監房下付の事あり、差入を以て直ちに之を監房下付と爲す予輩は其の甚だ素人流の解釋たるに驚かずんばあらざるなり、之を要するに差入にあらざる領置書籍の看讀を許す場合に於ては本文の規定に従ふを要せざる否な従ふべきものにあらざること予輩も亦た真木氏等の見る所に同じきなり、審議の結果解釋論は終に便否論に變じ問題も亦た「……………合貼したる表紙は除却しては如何」と改まり多數の趨く所、遂に「各地方適宜とす」

どの議決を見るに到れり

十五 看守長以下服制改正の速かならんことを主務省へ上申しては如何

青森縣典獄之を提出せらる滿場誰れか不同意を唱ふるものあらんやと豫期せしに意外にも其の精神は賛成なるも上申は不賛成なりとの異論多く結局、唯た本會の希望を内務出張官に表白するに止め別に上申は爲すに及ばずとの大人しき議決を見るに至りたるそ是非もなき精神に於て既に賛成ならんか之を上申するに於て何んの躊躇する所かある協議會の爲めに余輩甚だ之を惜む

十六 在監人入浴の度數並其時間を一定しては如何

好個の實地的問題なり青森山形岩手の三縣に由つて提出せらる山崎典獄の如きは最も之れに賛成を表せられたるにも拘はらず小泉典獄の反對説は終に多數の容るゝ所となり例の各地適宜——監獄則の範圍内に於て——と云ふに議決し了せられぬ

此の間小野木典獄の請求に依り監獄備員設置の件に關し其筋へ何分の詮義あらんことを建議すべしとの發案に就て審議を開く蓋し備員の不足は各地方皆自然らざるはなく其の結果は勢ひ看守押丁をして事務に補助せしむるの變例を行はざるを得ず而して主務省は則ち此の變例に向つて常に歎然たるなき能はず歎然たるなき能はざるに止まらば尙は可なり今や看守設置程度を改正して一定せる四員に算當したる戒護的必要の制限を設け明らかに看守押丁をして普通事務に従事せしむべからざるの精神を顯示したるの時に當り當局者たる者最早如何の困難あるも到底以て此の姑息の變例に依るを得ず主務省のお機嫌如何を顧みざるの

勇氣ありとするも終に以て的面戒護の要件を充たし得ざるを如何んともする能はず之を縣廳に訴ふれば縣廳は則ち冷然として國費制限あり配置權衡あるの故を以て之を斥け之を議會に提出すれば議會は乃ち漫然、經費節減の一點張りを以て之を排し問々或は普通事務に戒護者を使用すべからざるの理を根據として之れに反對し或は甚しきに至つては往々愚にもつかぬ縣廳部内の俗論の爲めに制肘せられ終に之を議會に提出することをすら喰ひ止めらるゝの不幸を見るなき能はず當局者は則ち此に至て絶對絶命、また如何ともする能はざる悲境に彷徨せざるを得ず如何せば則ち當局者をして此の悲境より救濟せしむることを得べしとする是れ則ち本問題の起る所以にして獄制上、刻下最も剴切急要の事項に屬する者なりと信ず然るに審議の結果終に本件に就ては之を主務省に建議するの必要を認めずと云ふに決定したること予輩、本會否な今日、の獄制の爲めに甚大の遺憾なき能はざるなり何が故に之を建議するの必要なしとするか曰く本會に列する多數の地方は差當り別に提出其他二三地方の如き困難を感ずることなく縦し困難を感ずることありとするも此の困難は則ち當局者其人の技倆に依りて如何んども之を排擠するに於て機宜の策あるべしと云ふを以てなり。官制改革、容赦なく幾多の屬僚を沙汰したるの時に當り獨り監獄に對しては啻に一吏半備をも進退せざるのみならず反つて廿五圓平均の判任官九名を増し由つて四十二名の事務看守を廢するを得たりと云ふが如き賢明なる警視總監の好意並びに警視總監をして此の好意を表せしむるに至りたる敏活なる典獄の技倆は予輩幸にして之を山下君に聞くことを得たり又長野山形等諸縣に於て縣會が常に同情を監獄に表すること厚く理事者要求する必要の備員俸給に對して異議なく之を歡迎する幸運も亦た予輩之を詳悉するを得たり、縣會をして能く理事者要求する所の事理を納得せしむるに至りたる静岡縣典獄の策略の如きも亦た予輩之を傾聴せざるに非らず然れども此の策略、此の幸運、又彼の好意を以て果して他の困厄に苦む事況を救済し得べしとして、獄制全般の利害消長を看過し去らんと欲するに至つては予輩甚だ本會に含む所なき能はざるなり、今の看守設置程度は専ら國庫支辨に係る集治監の事況を目的として規定せられたるものに非ざること勿論なりと雖も然かも地方に於ける因襲的諸般複雜の關係あるものを以て之を一律の下に規畫せんと欲せんに少くも先づ最も視易すき從來より數多の地方に於て困難を感じつゝあり亦た將來に於て益々大に困難を感せんとする備員設置の問題の如き事項に就ては豫め之れに適當の解釋を施し救濟を加ふべきこと主務省の宜しく先づ務むべきことなりと信ず思ふに這般の事、主務省に於ても亦た既に着眼せらるゝ所あるべく今、復た改めて協議會より建議するに及ばざるべきことにもあるべきか然らば則ち予輩亦た敢て多言を謹む唯だ夫れ未聞に聴くの聴ある主務省に於て一日も早く此の差擱くべからざる弊事を排擠するの措置を施さるゝに急ならんことを切望に堪へざるなり

特別寄書

留岡君足下

謹みて新年を賀し遙かに君の清福を祈る

●作業論に就き在米留岡幸助君に
答ふ

印南 生稿

予、昨中夏監獄作業論を稿し聊か炭礦業の事に就て説きたる所ありしに君は此問題に對し前號に於て幸にも予輩に指教せられたる所ありしは實に感謝に堪

へざる所なり殊に萬里の波濤を越ゆる異郷に在て熱心に提撕の勞を執られたる如き同攻の友誼寧ろ予輩をして頌獎の情に堪へざらしむ、まことに予輩は此問題に就き最も多くの資格を有し最も多くの利害を熟知せる君の口より其説を聞き得たるを喜ばずんばならず

君の説一々服する能ずと雖も北海道炭礦の實況を説くの際は須らく陳謝せんのみ初め予の該論を稿するの際幸い同道に在る知友より綿密なる統計表並に調査書類を送致せられ之に依て同工業監獄作業として衛生上檢束上不適當なることを知り得たり而して一言の之れに論及せざる所以のものは蓋し故あつて存す、故とは何ぞ當時東雲生なる者あり書を毎日新聞に寄せ専ら衛生上なり炭坑業を非難したるの一事なり蓋しその之れに對して明かに辨駁するの勞を辭したるは將來治獄の進捗を慮りたるの微意存すればなり今茲に謹みて謝意を表し留岡君並に讀者諸君の諒恕を請ふ

然れども作業を以て懲戒の方便となすを不可としたるか如き予輩此點に於て今日に在ても全然君と反對の意見を抱くものなり、君の稿に係る作業原論は未

る所なるべし我輩は留岡君の之に味きを怪まずんばあらず若し夫れ定役の實質原理に至ては予輩或は君に同意し此定役の有無は全く刑法中より除き監獄法中に編み典獄をして随時人に依て定役を付するの權能を與へしむるを可と信ず然れども是は立法の議論に涉り少くとも現行刑法の定役を科するの主義一變せざる間は復た如何ども爲し能はざる所なり而して郵稿作業論は全く現行刑法の範圍内に於て立論したる所以のものにしてその冒頭刑法の規定に基く云々の語句を以て明かに知ることを得べきなり

大体君と反對の要點は以上述べたる作業の性質は懲苦を帶ふべきものなるや否やに在て存す恐らくはるの鄙見の在る所は前陳に依て晤了せられたるべし他の他の細節は今必ずしも茲に論ずるの價値なし然れども特に氏の予に教へたる語句は不幸にも予に取て解する能はざるものあり故に反て之れを氏に反問し併て讀者諸君の判斷を請ふべし

予曩きに作業性質を論じて曰く
刑罰執行の結果として痛楚を彼に與へて懲罰の効あらしむることを要す故に此點より作業を觀察すれば須らく苦痛多き作業を撰ぶを可とす(中略)

だ拜讀せずと雖も君の論旨は概ね予に教へたる作業論に依て窺い知ることを得べし請ふ之れに依て論究する可ならん乎

作業即定役を科する否とは素と刑法の明文に依て規定せられたる事は君と予と共に本問を研究するに先づ知り置かざる可らざる事とす、作業は疑いもなく刑罰の一要素より徒刑懲役重禁錮の如き定役ある處刑者に對して若し作業を科することなしとせんか當該囚人は其十全なる刑の執行を受けたる者と謂ふ可からざるなり既に刑罰にして彼等に痛苦を感せしむるを本義とせばその一要素たる作業も亦須らく懲苦的の性質を帶びざる可からず、定役ある者は定役なき者よりも其刑重く且定役は年令六十歳以上の者に對しては体力相當の役に服せしむるの明文(刑法第十九條)あるを見るも如何に我刑法は定役を以て痛苦的の者となしたるかを知るに餘りあるべし刑法に於て定役を設けたるの趣旨一は背徳加害の程度大なる者に對し其罪狀と權衡を得せしめんが爲めの正義に出で一は彼等をして惰慢不規律の生活より工業的良民に復せしむる利益に出でたる者なる事は少しく我國の刑罰の本義を解得したる者は何人も疑はざ

茲に所謂痛楚とは犯人に對するの謂にして必ずしも苦痛多き作業其物を指すに非ざるを許せん例せば身体孱弱なる者に對して炭塊の運送業を科するが如きは蓋し酷待と謂ふべく之に反して強壯なる者に向いて綯繩工を科するが如きは定役の本旨を缺くものと云ふべし兩者共にその非たるを免かれざるなり

之れを指して君は自家撞着の論と謂ふ、自家撞着とは何ぞ 君は謂ふ須からく苦痛多き作業を撰ぶを可とすと云い茲に所謂痛楚とは犯人に對する謂にして必ずしも苦痛多き作業其物を指すに非ざるを證せんとして以下數句を羅列せしが如きは自家撞着にあらざる撞着なりとせば君は自家撞着の語句を解せざるならん歟作業は苦痛多きものを撰ぶべし然れども作業其物に就て主觀的に苦痛多きものを撰ぶべしと謂ふに非ず人に依ての勞苦の度多少感すべき差異ある作業に對して客觀的に觀察したるのみ、謂は、体力相應の苦役を科せよと謂ふに過ぎざるなり
君はまた予の入監初期の囚人には痛楚多き作業を科し悔改の情顯はれたる囚人には他日生計を營むに足

にの作業を科するを善しとするの説を以て是れ少くとも入監初期の囚人に對しては昔時英國に行はれし空役説を復習せんとするものなりと謂ふ果して是れ空役説ならん歟空役説なりとするも予輩は之れを今日實行するに躊躇せざるべし

英國の所謂空役説は予輩之れを非難す、非難するの點は恐らくは君の非難する點と異ならんか予は實にその役業の經濟上些の利益あらざるを不可とするなり君は痛苦多き作業を目して英國の空役説と謂ふ、英國に於て空役説を非難したるの眞趣何れに在るかは少しく英國監獄史並ひに萬國監獄會議を調査したる者の能く會得する所なるべし

君は「セーパツハ」氏の言を引用して作業の懲罰的性質を帯びざることを確かめんとせり此論立法論として予輩賛成すべし然れども前上陳述したるが如く之れを今日直に我邦に適用する能はざるを如何せん、殊に英國の如きは我國と同じく全然作業を以て若懲的方便となしたるが如し

予輩は竊かに謂ふ君の在寓する米國は感化院制度大に發達し行刑制度寛柔に流るゝ弊ありと、君今親しく此地に在り而してこの作業論を見る、或は恐る君

は彼等が入監中心身の力を勞して服役する作業は此れ即ち勞作を愛するの習慣を養成し、他日出獄の準備をなさしむるものなり、正當の作業なくんば放免後彼は幾多の誘惑に邂逅し舊惡に墮落するの機會少からざる可し、

其故に當局者は作業を監督し、之を適當に組織する方法は實に緊要欠く可らざるの問題と云はざる可らず、英國に行はれし空役組織は復讐主義より出てしものにして良民に害ある如く又囚人にも害あり、抑々囚人に科する作業は希望的有益のものならざる可らず、マコノキーの採用せし獎勵法の如きは實に健全なる主義にして其實施は大に彼囚人を益するものなり、彼が獎勵せし方法は在監者にして能く勞役し、勉學し、謹慎せば、好遇に與るのみならず、標點法によりて放免を速ならしむる記號を與ふればなり、

此に反して怠惰不謹慎ならん乎、彼れ在監者の頭上に落ち來る不便利は申すまでもなく、彼は其罰として食料は減せられ、階級は下され万事彼が蒙むる不利益は少々ならざるなり、

かゝる鋭敏なる自然的刺激法は自ら囚人の心裡に意

の説は予の想像を確めたるものに非ざるなきやを知らず感化監獄並に邦獄を踏査したるの曉には予の此言に首肯するや否や

時正に沍寒、身は殊城に在るを以て痛く自重し希くは尙斯道の爲め予輩をして啓發する所あらしめよ、その禮を失するの妄言は海潤の量に訴へ陳謝せん

●作業原論 在米國 富岡幸助

抑々作業の監獄組織に於る此が重要な一要素たること何人も疑ふ所あらざる可し、

「人をして勤勉ならしめよ然らば彼れ善人たらん」

とはジョンハオールドの終始唱道したる好題目ならずや、正業に勉勵し、正當の業務に營々たるは人の本分にして亦天の吾人に要求する所なり、天我に命して曰く

「汝輩額に汗して食へ」

と而假令囚人墮落したればとて人たるに相違なし、人たるに相違なき以上は徒食空手以て日月を經過するは、彼に於ても我に於ても不利益なること言を待たず、抑々犯罪者に國家が勞作を強制する所以の理

志力を發揮させ内部の心を覺醒するものなり、獎勵法によりて強制服役させたる作業は一種の道德力を彼れ犯罪者の心理に起させ此によりて自動さするものなり、其故に監獄作業は最初は強制的なれども作業の方針、善良なれば遂に自ら好んで勞役をなす道德力となりて終るものなり、於是乎彼犯罪者は自動機械にあらずして、善意志を有する人間と化するなり、

監獄作業の目的は懲罰にあらず、情弱の囚人に作業を授け勞作の習慣を養成させ、勞作を愛するの習慣は化して、彼が心理の道德力となりて力役さするなり、而勞作を愛するの精神は自尊心、自制心、自頼心(他人に依頼)を發揮強大ならしめ、遂に良民社會に復歸するの資格を養成するものなり、

只剛制、強逼を以て就役さすのみを監獄作業の目的と云はず、如何んぞなれば彼れ出獄して強制止みなば彼れもどの懶惰漢となればなり、其故に彼罪囚をして勞役せしむるは外部の力にあらず、内部の心を強大ならしめんが爲なり——即監獄を放免されし後も依然として勞作を愛するの念、己に克ちて勞役するの克己力ならざる可らず、以上論述したるも

特別寄書

の余が監獄作業に關し眞理として是認確執する持論なり、

然るに多年身を司獄官の位階に班列する人士、しかも典獄諸君の内に、作業其物の善悪性質を論せずして、曰く囚人は下等良民よりは結構の生活をなす、故に今少し嚴役に服せしめざる可らず、今少し懲罰分子の多きものを撰はざる可らずと、何ぞ其れ誤解の甚しきや、若し其れ囚人に科する作業を撰ふ可くれば彼れ犯罪人、出獄後も自活し得るに足る作業ならざる可らず、吾人は宋襄仁主義の薄弱き監獄改良を唱道するものにあらず、正義に則り、學理に照し、民度を執衷し、人情「humanity」の大主義を推し立て、大に我監獄界を改良せんとするものなり、故に囚人を遇するに復讐主義を以てするもの、人情に反する處遇法及學理に反對する監獄改良案には身心を擧て反對せざる可らず、濫りに感化主義一片に癖するものと見る勿れ、

編逸監獄法講義十葉及十一葉に曰く

佛國及ヒ英國ノ法律ニ依レハ監獄ノ作業ヲ以テ刑ノ苦痛ヲ感セシムルノ目的トナセリ、故ニ可成懲苦スルニ足ルヘキ作業ノ種類ヲ撰ンテ之

タルヘキ所ノモノナリ、然ルニ之ヲ以テ囚人ヲ懲苦スルノ用ニ供スルカ如キハ取リモ直サス惠幸ヲ變シテ災禍タラシムルモノニシテ是レ亦タ甚タ不條理ノコトタルヲ免カレス、而其囚人ノ勞力ヲ擧ケテ之ヲ受負人ノ役使ニ供スルカ如キニ至リテハ殆ント彼ノ無法タル奴隸賣買ノ禁ヲ犯スモノト相撰フ所アラサルナリト斷言スルヲ得ヘシ、

刑罰ノ點ヨリ之ヲ見レハ近代ノ立法、多クハ皆ナ作業ヲ以テ自由刑ニ附加シ幾ント之ヲ以テ刑名ノ實質ヲ別ツ所ノ唯一ノ標的トナスモノ、如シ、故ニ監獄ノ作業ハ一ニ自由刑ノ本體ニ適シ總テ其目的ヲ達スルニ恰當ナル方法ヲ以テ之ヲ形成セサルヘカラス自由刑ノ眞面目ヲ害シ刑罰固有ノ強壓嚴制ヲ破フル機會ヲ與フルカ如キ所ノ作業ハ決シテ監獄ノ作業タラニ適セザリ、精神及身體ノ健康ヲ毀傷スルカ如キ作業モ亦タ之ニ適セス監獄ニ於テ若シ是種ノ作業ヲ施行スルカ如キコトアリトセン手自由刑ヲ變シテ

特別寄書

ニ科ス然レモ作業ヲ以テ懲苦ノ目的ヲ達セントスルニハ審ニ其目的ヲ達シ得サルノミナラズ治獄ノ主旨ニ矛盾スルコト尠シニ非ラスト云フ可シ、何ントナレバ作業ヲ以テ懲苦セシムルハ生業ヲ嫌忌シテ犯罪ニ至ラシメタル者ヲ利益々嫌忌セシムルカ然ラサレバ出獄ノ後從來ノ生業ヲ營ム能ハサラシムルニ至ルヲ免カレサレバナリ、

至言と謂ふ可し、吾人は夙に故監獄顧問官セーバハ氏を敬慕する深し、蓋し同氏は我國監獄沿革史上に於る東天紅なるに先ち、其明星の偉勳を奏せられたる人なればなり、而して若かも氏の口より進りし此美言は殊更今尙響あるにあらずや、

斯學の先進小河滋二郎君新著監獄學に論して曰く
監獄ノ作業ハ道義、刑罰、及經濟ノ三點ヨリ之ヲ觀察スルヲ要ス、
囚人モ亦タ人類ナリ、人類ハ作業ニ對シ道義上ノ權利ヲ有スルト同シク囚人モ又之ヲ有ス、監獄ニ於テ作業ヲ課スル所以ノモノ實ニ此ノ人類固有ノ權利ヲ充タサシメント欲スルニアリト謂フ可シ、囚人ノ作業ヲ禁シ之ヲ無爲待食セシ

身體刑若クハ生命刑トナスモノナリト謂フ可シ其自由刑ノ本體ヲ紊リ目的ニ達セサルモノタルハ論ヲ俟タス、一私人ヲシテ監獄ノ作業ヲ受負ハシムルノコト亦タ刑罰ノ旨義ニ適セス何ントナレバ受負事業ハ刑ノ法律的及國家的性質ヲ廢滅スルニ至ルヲ免カレサレハナリ之ヲ要スルニ監獄ノ作業ハ之ニ由リ刑ノ矯正的目的ヲ達スル適當ナル方法ヲ以テ之ヲ組織セサル可ラズ(監獄學六百二十六二十七)

又同氏は反對の役業を囚人に課するの論を駁して曰く
論者ハ曰ク習熟ノ業ヲ課スルハ懲戒ニ適セス宜シク反對ノ業ヲ以テ之レニ課ス可シト誤解モ亦タ甚シト謂フ可シ斯クノ如クンハ作業ニ由テ誘導感化スルノ目的即チ拘禁中、尙ホ人類自然ノ本分タル勞シテ食スルノ冀望ヲ起シ其冀望心ヲ利用シテ遷善悔悟スル所アラシメ生業ヲ得テ出監シ之ニ由リ獨立自營ノ民トナツテ社會有用ノ一個人タルニ復歸セシムルノ旨趣ハ終ニ之ヲ貫徹シ得ヘカラサルノミナラス經濟上ニ於テモ亦不利ノ大ナルハ論ヲ俟タス況ンヤ彼ノ反對ノ業

ト認ムル者之ニ從事スルコト久シケレハ終ニ馴レ
 テマタ苦痛ヲ感セサルヘキニ於テヲヤ反對又反
 對、何レノ時カ經濟ヲ利セン何レノ時カ人生固
 有ノ本分ヲ知り且ツ恒産アル良民トナツテ社會
 ニ復歸セシムルノ機アラランヤ空役説ハ即チ獄事
 ニ無經驗ナル門外學者ノ夢想ニ成レル空論ノミ
 英國所領ノ東洋各地ノ監獄ニ於テハ今日尙之ヲ
 實行スルモノ其述ヲ絶タヌ之ヲ要スルニ或ハ單
 ニ作業、其物ニ就テ見レハ稍々懲戒ニ充分ナラ
 サルカ如クナルモノアルベシト雖モ之レニ從事
 セシムルコト嚴重、假借スル所ナク早曉ヨリ黃昏
 若クハ初更ニ至ル迄汝々忽々整然タル規律、周
 到ナル監督ノ下ニアツテ寸隙モ怠慢ナク精勵刻
 若セシムルニ於テハ誰レカ懲戒ノ苦痛ヲ感セサ
 ラン然カモ此苦痛ハ怠惰漢ヲノ自營自食ノ本分
 ヲ領シ、終ニ之レニ慣熟シテ良民の生活ニ復歸
 セシムル所以ニシテ眞正ノ感化ハ即チ此中ニアツ
 テ存スルカモ懲戒コソ眞正ノ懲戒ト云フヘケレ
 空役又ハ反對ノ業務ニ由ツテ懲戒セント欲スル
 カ如キハ最モ違法、不條理ナル野蠻的遇囚法ナ
 リト謂ハサルヲ得ス寧ロ始メヨリ全ク作業ヲ課

今日の不辛には遭遇せざりしものと、
 此れ即我在監者の多より涕ながら聞さし、余が
 實驗談なり、此と反して假出獄期に近在監者
 を呼び出し尋問したる時彼等は左の如く答辨せ
 り、
 問ふて曰く

汝も出獄後は如何にして平生計を立つる、
 彼答て曰く
 拙奴當監にて習得したる作業を正業とし以
 て生活する積り、

と、余は此の實驗談を讀みし時、初て余が抱懐せる
 作業の持論と符合し、且つや其持論の實態を「エル
 マイラ」監獄に見たるを喜び、欣喜指く能はざりき、
 同監獄は Manual training (我國にては徒弟教育と譯
 す手)と名け在監者をして服役させるのみならず、作
 業を教授するなり、吾人は此方法を名けて監獄作業
 の最も進歩したる顯象と云はんは非乎、
 前陳の所論、引用せし諸大家の理論及實驗は以て監
 獄作業の原理、其目的の何たるにつき讀者諸君は略
 ぼ了解されしと信するなり、而今や本論を收結す
 るの止むを得ざるに至れり(余は此論と方法につき例、而
 時までも論じたいけれども)

セサルノ單純ニシテ且ツ所謂ル懲戒ニ適スルニ
 ハ如カサルナリ、(監獄學六百七十六——七十
 八)
 何る議論の明晰にして主義の貫徹せる快絶と云ふの
 外なし右は最も余の意を得たるものとして謹んで茲
 に引用したる譯なり」
 余嘗て「方今エルマイラ感化監獄の大勢」てふ論文
 を讀みしことあり、而典獄ブロックウー氏は作業に
 つき左の語をなせり、
 授職教育、犯罪者の大半は職業なき者にして作
 業に對する彼等の觀念は甚た逸たるものなり、
 故に作業の貴重すべきこと、及其真正の價値に
 至りては更に知らざるもの、如し、然れども一
 旦入監の身となり、授職教育の電氣に感觸し以
 て長夜の惰眠を醒覺するに至りては其犯罪及其
 結果たる入監は取も直さず社會良民の營々たる
 正業の缺乏、及此が才能に乏しかりしに起因す
 ることを發見するに至りては左の悔悟心を告白
 せり、
 我せし初犯、再犯の何れかに於て受職の大幸
 を得たりしならんには、三犯を以て拘禁さる

其結論や極めて簡單、明快なるを期す、而如何なる
 方法にて監獄作業を實行するかを茲に論せざる所以
 の理は作業原論なればなり、其方法と如何なる種類
 が最も我國に適當する乎は他日の論稿に譲る可し、
 結論

監獄作業の期する所は
 第一、懶惰の氣質を鋤去し、
 第二、勞作の慣習を養成し、現律ある生活に慣らさ
 ん爲なり、
 第三 第一、第二の效果により出獄後正業に勉勵す
 る基礎をたて其方法を授くるものなり於是乎彼
 犯罪人は社會良民に復歸するなり (完)

海外通信

拜啓仕候老兄には愈々斯道の爲に直接間接に御働さ
 候こと何よりも嬉敷奉存候に小弟も不相離礙々罷在
 候間御休神被下度愈來々「クリスマス」後ニウヨク
 府に轉居することに決し候間以後の御通信は同府監
 獄協會ラウンド氏宛にて御送り被下度候同府に往け

ば有名の「エルマイラ」感化監獄「オーホルン」州獄進んては「ペンシルバニア」東監獄等視察する心算に候間御報道怠らざる可く候

本日ホストン「グローブ」新聞に「東京監獄」と題したる長文の監獄視察記掲載有之申候小生の先刻夕餐を喫せし爲食堂に参り居候處後より頻りに小生を呼ぶもの有之候故振り向き見れば當監獄スコット君に候同君小生に問ふて曰く「君は今朝のホストン「グローブ」新聞に掲載ありし「東京監獄」の記事を讀み給ひしや、小生答て曰く「未たあり」すると同君ハ後戻をして典獄室にありし同新聞を携來り此れ見給へとて立去られ申候、其故に小生は喫飯も碌々にせず一讀し了り申候恰も小生が此新聞を讀む前の心持は經驗のなき官吏が其登用の試験に取掛る以前の氣持と少し異り不申喜憂交々胸間を往復致し候何故とすればヴィクトルユーゴの所謂「監獄の良否は以て其國の文明進歩の程度如何を代表するものなればなり」とは眞實に候得者なり一讀し去りて一安神致候掲載の綱領ハ日本監獄規律の森嚴警察制度の整頓、工場の有様、食物の如何、囚人工錢の程度等に有之先づ譽めてありし方に有之申候、然し中には我輩の

獄を視察したるかど云ふに、石川島の監獄を視察したる様左の語によりて察せられ申候、

余が視察したる監獄は日本にて第一位の大監獄にして在監者の數、二千三百人、首に日本のみならず世界中にて第一位の大監獄なり、監獄の位置は東京府の中心、隅田川の中央二十「エー

クル」の島嶼中に在り、云々
首に日本のみならず世界中にて第一の監獄云々は果して贊賞したる語なりや、將又嘲弄したる語なりやは我輩直接に身を斯業に投ずるもの、一考す可きこと存候、經驗ある監獄學者の説によれば、一監獄に囚人を拘禁する罪囚の定數は四百人若くは五百人を以て適數とす此より多數なるときは視察往き届かず到底、個人的處遇は六ヶ敷と云ふ、然るに一監獄に見「世界にて第一位の監獄なり」との語は喜ぶべきことなりや、悲む可きことなりや一考致度ものに候彼又曰く

余は米國公使館のドクトルホイットニー君と共に視察したり同君は終始余の通譯者となられたり、日本の警視總監は園田君にして日本都市町

胸に釘を打つが如き記事も滑稽的に記載有之申候今二三の記事を摘譯し御一考に供し度候
劈頭第一に

日本の監獄は規律嚴正にして監内を視察すること
は余程六ヶ敷確たる人の添書なくんば見る能はず云々
と有之申候米人としての視察者には此には頗る奇異に感じたること、存候蓋し米國の監獄は凡ての視察者に門戸を開いて視察させ候間日本とは余程異りたる點有之申候、此ことに就ては嘗て小生は當監獄スコット君に尋ねたること有之申候、蓋は當監獄の如きは男女を問はず志ある視察者には監獄を視察させ候得者なり、余が問は男性女性を問はず一般に監獄を視察する理由は如何なる點にありやと申し候處スコット君ハ「さればなり當洲に於て一般に廣く監獄視察を許可する譯は社會の人に監獄を視察させし監獄問題に付世の同感を求むる次第なりと答へられ候、小生の愚見は此れにも一得一失は免るゝこと能はずと存候、かゝる状態に候故東京監獄を視察したる米人には日本の監獄を視察するとの究屈なることは妙に感じたること、存候、而彼は在東京何れの監

にある警官五千人の長なり云々

犯罪はアメリカよりも日本に多數なり、警察制度は泰西を摸擬し殊に佛國に倣へり、而其制度は整頓し大に見る可きものあり、而囚人を逮捕して之れを監獄に押送するには繩を以て縛せり、……………

此點につきては視察者は日本警察制度の獨逸に負へる多きを知らざるもの、如し次に曰く

炊所に往きしとき馬肉の煮たるあり、署長に此れは如何なる種類の食物なりやと問ひしに、答へて囚人の食菜なりと言はれたり、其故に自分も一櫛を箸にて挟み食したる所非常に「こわき」肉にて恰も獸皮を嚼むが如きものなりき、其故に再び問ふて何故如此剛き肉を使用せらるゝやと問ひしに、署長は答へて曰く經濟上便利にして、囚人は却て如此馬肉を喜ぶもの、如しと、余は心中にて獨想したり、若き馬肉はよけれど、も如斯「こわき」肉は食物としては適せず多分これは老馬の肉ならんと察したり、云々
余はこの一節を讀みたるとき、冷汗をかき申候、日本は余程進歩してをるに、囚徒に與ふる肉は獸皮の

如き剛き肉なりと外國人に誤察されたることを、多分其時の肉は獸皮の如きものならされども彼は嘲弄して斯く言ひしや將又實際「このさ」肉なりしか、吾人は當局者に對して一層此點につき注意を促さる可らざる次第に候、

又曰く工場は恰も我國の納屋の如きものにして或工場の棟は厩の如く如何に考ふるも監獄とは思はれさりき

と實に此記事を讀むに至りては慚愧に不堪候、米國の如き富有なる國の監獄と我國の最も古き監獄とを比較して論ずるときには各工場は米人の眼中には納屋、厩の如く感せらるゝは當然と存候此れにつきても吾人は一日も早く監獄費を國庫支辨にし以て改築を急かざる可らずと存候、小生の知己なる當監の典獄スコット君并にニウヨク府監獄協會のラウンド君杯は日本の監獄を視察に往くと申居られ候、小弟は心中獨り願ひをり申候、どうぞ神奈川監獄、及眞鴨の監獄等改築なりたる後視察してもらひ度と又作業の種類につき記する一節に煉瓦工場のこと有之申候

余は煉瓦工場に至りしとき署長は余に示して曰

煉瓦屋は常に芋の相場を談し、米屋は米のことを云ひ、味噌屋は味噌のことを申すは營業上止むを得ざる譯にて、司獄官は常に監獄、囚徒と申す名詞は念頭を去らざること東西同一轍にして右摘扱したる記事一度バホストン「ゲローナ」新聞に掲げられしより、當監の官吏は小弟を見る毎に「君ホストン」「ゲローナ」の東京監獄てふ記事を読みしや、而其記事には誤謬ありや、將又正確なりや杯と尋ね申候、人情は同一なることほど感し入り申候先つは當報如斯に御座候

米國「コンコルド」監獄

薇 峯 橋 夫 拜具

岳 洋 詞 兄

玉榻下

批評

獄事叢書等の批評に就て

監獄雜誌、協會雜誌及獄事叢書互に相一方に鼎峙して

く、此煉瓦は一千まい、五圓二百人の四人は一月三十萬まいの煉瓦を製造し得るなりと、余思ふに恐くは此監獄に於て製造する物品程世界中安價なる者はあらざる可し、而作業制度は受負法にして四人は一日一錢より十五錢までの賃銀なりと、云々

此も又米國人には度外に安價に感せられしならんと存候、蓋は當監にては四人一人の工錢は一日二十五仙より三十五仙まで儲け居り候此は米金に候間日本の金位に直せば尤下等のもの五十錢、尤上等のもの七十錢の賃銀に當り可申候、小生の知りをる當監獄の近傍に住ひをる日雇様すらも毎月に五十弗づ、儲けると申すことに候、五十弗は百圓足らずに相成り可申候

以上摘扱致したる外は我國監獄の面目に對しては實贊の點あり實又假令外國人に聞かるゝも愧敷やうのことは無之候此段は御安神被下度候、右視察者は米國にて有名の記者にて名をフランク、ジー、カーペンターと申し候スコット君の話にカーペンター氏は印度支那の漫遊を終りて今日日本にありと申され候、他の人々の話にも中々有名の記者と申すことに候、

斯道進歩の機關たるを期す斯道の三者に負ふ所のもの誠に多しと謂ふべく慶事、何を以てか之れに加へん「大日本監獄協會及北海道同情會の膨大を計るは實に吾人斯業に従事する者の責務にしてまた實に吾人の名譽なり、協會雜誌、監獄雜誌及び獄事叢書の盛隆を計ることまた吾人斯道に従事する者の責務にして之れが責務を全ふするの結果は吾人が實に此の競争的事业に於て大に歐米各國に對して得色あるを得る所以なり云々」とは曾て記者足下が予輩に教ふる所にして予輩亦た謹んで命を聽く然らば如何せば則ち能く渠れの膨大を致し渠れの盛隆を來すの目的を達すべきか、資を以てする微祿の固とより能くし得る所に非らず、力を以てする淺學の亦た如何とも爲し能ふ所に非ず、止むなくんば則ち區々たる一片の精神を以て之れに酬ひん予や薄給にして而かも係累のヤ、多き身なるにも拘はらず幸にして天恵の厚き毎月多少の剩餘を儲して之を三雜誌購讀の資に供し大に以て予が職務上の智識を開拓することを得時あつてはまた興到る所、管を擲つて妄評を綴り獨り暇讀して以て行餘の樂となす故に獨りより先輩諸氏の金玉を月旦せんとするに非らず。偶々獨逸文學

批評

の勃興は批評家レツシングの功に歸するもの最も多しとの説あるを聴き淺學非才、予が如きもの、贅業も若し之を以て批評の一部少くも批評の一分分子たるを得べしとすれば直接には監獄雜誌社界の進歩を助け間接にはまた獄事全体の事業に就て少補する所あるべきを感し若し幸に記者足下の許諾を得ば爾後必ず三雜誌に就て予が妄評を試みる所の鄙稿貨誌に寄せ記者足下の取捨を請ふ所あらんことを希圖す、此に附する所の別紙は則ち取敢へず先づ本年の初刊に係る獄事叢書に就て妄評を試みし所の鄙稿なり區々たる一片の精神の存する所、幸に記者足下の明鑑を賜ふ所あらば予の歡び何物か能く之れに如かん

乙未一月 庚 既 生

監獄雜誌記者足下

記者曰く好意多謝、其の獄事叢書を批評する所の文を讀むに直截明瞭、吾人を啓發する所最も多し諷然として一家の文を爲す所に依て之を見れば庚既生なるもの豈に漫に謙辭を弄して吾人を釣らんと欲する者に非ざるなきを得んや而して今敢て之を本誌に掲載せざる所以のもの本誌此の初刊に係る分の其の批

評眼に入るを俟ち兩々相對して以て同時に之を次號の誌上に収録せんと欲するが爲めなり之を渴望すること豈に獨り本誌及び獄事叢書のみならんや

○監獄遷義録

なるもの監獄人用書として愛知縣教誨師山田大應氏の撰に成りて刊行せらる請ふ次號に於て妄評を試むる所あらん

●小河岳洋氏に監獄學の著を謝す

福島 中 村 襄

輓近刑法學の著しく歩を進むるや之に關する著書亦汗牛充棟も尙ならず、世の學者、實務家おして研究の資料に乏しからしむ、然れども其目的を達する監獄學の著書に至ては寥々として曉天の辰星の如し、然り而して現時我邦に行はる、有數の著書は、唯、バツバ氏の獨逸監獄法及岳洋氏の日本監獄法ある而已而して、其、バツバ氏の獨逸監獄法たるや理義精微なりと雖も、既に其大本に於て人情風俗の異、制度文物の別あり、左れば直ちに採て以て斯道の指針と爲す能はず、唯一の參考書とせしと價直あるのみ、亦岳洋氏の日本監獄法たるや敢て時に遅れたりと謂ふに非ら

ずと雖も、已に著述後星霜を経たる今日に及ては吾人又望蜀の感なき能はず、思ふに監獄改良の機將さに熟せんとす、吾人とか材料を需むるの切なる大旱の雲霓に於ける如き所以もの豈又徒爾ならん乎、吾人此機に當り銳意監獄の改良を希望し而して之を能くするの方途を知るに苦む、蓋し羅針なく楫舵なくして船を渺茫たる滄海に泛ふるに異ならず焉る知らん彼岸に達するの期を

余の客歲東都を去らんとするや訣を岳洋氏に告げんと欲し氏を横濱の僑居に訪ふ、談偶々監獄の著書に及ぶ、余氏が勸むるに監獄の學理と實際とを融合したる指南車的の書を著述せられん事を以てす、氏答ふるに已に其著に着手し今や稿半成れりと云ふ、余之を謝し且つ大に欣び、爾來鶴首翹足世に現はる、の日を俟てり、而して今其著に接す題して監獄學と云ふ巻帙浩濶將に之れ一千頁なる可し、而して章を分ち節を別の精又細一見餘蘊なく氏の丹精と苦心の潜存する所を知に足る、之を通讀するに我邦現行の監獄則を基礎とし歐米各國殊に普國の制度と諸大家の學說とを以て經とし、氏か多年斯道に忠實なる誠意と熱心とを以て鍛煉したる觀念を以て緯とし、

而して監獄の構造法を説くに至りては添ふるに緻密精巧なる挿圖を以てし且つ往々斯學に於ける諸大家の謬論を辨難攻撃せられたり、其議論明晰にして旨趣の懇切なる諄々乎として慈母の子弟に教ふるか如し、而して其文は高雅麗麗其行は洪々滔々として大河の流る、如し吾人をして真に痛快卷を措く能はさらしむ

近時犯罪學の研究は一新機軸を呈出せり、而して其言ふ所犯罪の原因は個人的原因所謂先天的性質なれば、現時の刑法を以て到底之を治す可からず、現時の監獄を以て遂に倏む可からず累犯の減少せざるは其法其實に適せざるか爲めなりと論する伊太利一派の學說漸やく世を風靡せんとす、然れども其理果して其實に適するや否や未だ遽に論斷す可からざる一大疑問なりと雖も、吾人又此學派に對して監獄の改良進歩を望まざる可からず

我邦現今監獄の内部に於ける實体を觀察するに敢て進歩せすと謂ふにあらすと雖も、其大凡は未だ其た幼稚にして、往々犯罪の傳習所たり、罪科の養成所たるの憾なき能はざるものあり、畢竟監獄の制度處理古來因襲の久しき其陋風を俄かに脱却する能はさ

批評

る情状のある在りて然る乎、之を要するに監獄學の研究犯罪學の研究に相伴ふ能はざる所以ならん、吾人は岳洋氏の著書か獨り此遅れたる時期を恢復するの指南車たるに止まらず併せて國法學者、政事家等の注意を惹き起すの資料たるを喜ぶなり、爰ヲ以て吾人氏に擬するに我邦のジョンホワルド氏を以てするも敢て溢美にあらざるを信す

吾人豈徒に諂辭を弄し、媚を氏に瀾くを好むものならん乎、唯氏か斯道の爲に銳意忠實懇切周到吾人を監獄改良の方途に導くに炳然たる明燈を與へられし惠愛の厚意を世人と共に感謝せんとするに外ならず乞ふ諒焉よ

雜報

●監獄費國庫支辨に就て

監獄費國庫支辨按は曾て政府より帝國議會へ提出せられて破れ其後此按の不可なるを認められたるにはあらざるへきも他に剩餘金を使用すへき緊急費途あるによりて一時政府按として提出は見合はせらる

しむること能はず是非共増員を要するにより昨年一月發布の内務省訓令第一號女監取締設置程度の改正を求めんとする向有之やに傳聞す事實或は然らん然れども該訓令は來る廿八年度より實施を要するものにして其實施に先たち之か改正變更を求むるは如何あるへき歟實施したる上事實を列擧して改正變更を求むれば最も有力なるも今日にては徒に推測を以て事を求むるに似て其力の薄弱なるを惜む故に吾人は先づ之を實施し勢足らざる場合は夜間看守部長をして補助せしむる等の處辨を爲し而して後如何にも不行届に失する場合あらは始めて改正變更を求むるの手續を盡されんこと穩當にして且事實に協ふ是に至らば主務省に於ても實際の便否を査覈し之か改正變更を爲すことに吝ならざるへしと信して疑はざるなり聊か婆心を述ぶること爾り

●條件付懲罰の實施は慎重すへ

條件付懲罰は行刑上の一新按として近來之を試行する向あり、客歲十月宮城縣に於て開設せられたる典獄協議會に於ては一議題となりて議決せり吾人は其行刑に挿補する所あるを信す然れども一利あれば一害の之に伴ふは數の免れざる所此條件付懲罰法の如

こととなり爾後國民協會は緊急擱き難きものと認めて衆議院に提出し又貴族院にては每會之を提出可決の上衆議院へ送附せらるゝの幸運に會せしも本議會には未だ兩院とも本按の提出あるを見ず然らば輿論之を非認せしに因る歟否決して然らざるへし、本年は實に軍國多事にして兄弟内に闕くの秋にあらざ若し監獄費國庫支辨按にして提出せらるゝあらば必ず反對者之を論争し勢議場の紛擾を免かれざるへし此の如んば一致協同の實を失するに至り外侮を受くるの恐あり是れ本議會に提出せられざる所以にして彼れより尙ほ重大なる事件の我か帝國に湧出し居るに因ればなり故に本議會に監獄費國庫支辨按の提出を見されはとて決して歎すへきにあらず輿論之を認むるも時機の然らざるものありて之を猶豫するに過ぎざるのみ我か監獄改良の目的を達せんと欲する者は尙ほ益々進んで國庫支辨按の成立を速かならしめんことに熱中すへし己に我か首府たる東京府會は昨冬國庫支辨の可なるを認めて内務大臣に向て建議せり決して落膽するを要せざるなり

●女監取締の定員に就て

女監取締の定員は僅かにして女監の戒護を充分なら

きも其運用如何に依りては處遇上公平を失するか如き傾向を生し在監人をして不平心を生せしめて自暴自棄に陥らしむるに至る恐なしとせず故に之を實施する上に就ては個人的關係を考察すへきは勿論尙ほ運用上には最も慎重を加へ利用宜しきを得て實効を收むることを期すると共に在監人をして甲に厚くして乙に薄きとの感念を抱かしめざることに注意せられんこと望ましか

●病院醫の監獄醫兼務

は責任專一ならず云は、病院監獄兩屬にして一身の去就は病院に重きを置き勢、監獄理事者の命令徹底せざる場合を致し監獄の衛生醫務整理上に影響し其完成を期すること能ざる憾あり故を以て監獄醫の病院醫より兼務は監獄に取りて其た不利益且不可りなとは監獄社會の是認する處なり然るにも拘はらず或は地方の事情に絆たされ之か分離を圖ること能はず今日尙ほ兼務醫を存する所あり廣島縣の如きは即ち其一なりし同縣にては年々縣會に附議し分離を圖りたる趣なれども不幸にも是迄否決する所となり今日迄舊慣を因襲し居りたるも昨冬の縣會にて遂に分離論行はれ監獄醫は全然病院の手を離れて獨立のもの

とよし始めて數年來の意志を達せられたる由吾人は今日に至る迄の當局者の苦心は左こそと察すると共に廣島縣監獄の爲めに祝意を表す、抑も醫務は戒護・教誨と並ひ立ちて三鼎足を爲すものなり而して醫務の最も幼稚の位地に居るは掩ふ可らざるの事實なるか如し監獄の改良進歩を圖るに隨ひ監獄衛生の等閑に附し去り難きは更に多辨を要せざる事柄なれば司獄の局に當る者は最も注意せざるへからず故に今尙は病院より兼務せしむる處わらは一日も速かに分離獨立せしむるの措講あらんこと切望の至りなり

●罷役時限後の使役

は監獄則の許さるる所にして其動作時限を制定し之に依て在監人の動止を齊一ならしめ其就役因に就ては就役罷役の時限を規定し其動止を齊一ならしむべき主旨なるは論を俟たず故に今日は此主旨に背反する扱なしと確信せしにも拘はらず科程を了せざる囚人には罷役後仍は就役せしめて科程を了せしむるを專一とする向ありと聞けり兇惡の徒を懲處して以て敢て或は教令に背反せしめず從順事に従はしむるには斯る變則も時に必要之れあるへしと雖是れ成規に反するのみならず幾何歎懲罰の性質を帶ふるに至

り甚た然るへからず又一方より考ふれば斯る變則は必意視察督勵行届かす吏員の命令行はれずして事の此に至る歎然らざれば賦課其當を得ざるの致す所に於て吏員の欠點を囚人に課するにあらざるなき歎何れにしても規律を嚴持し規則の勵行を要する今日に在ては穩當の便法とも認め難し前陳の變則を行ふ所に在ては速かに之を改正し動作時限表に依り一齊に動止せしめて規律の嚴正を保持することを努め又一方にては適當の科程を與へて之を督勵終了せしむるの方法を講せられんことを勸告す

●看守の教習は全廢すへからず

看守の教習は全廢すへきものにあらざる旨は已に本誌上に於て陳辨せしことありしを以て讀者諸君は知了せらるゝ所なるへしと雖も尙ほ或は其解を異にせらるゝ向なきを保し難し即ち看守精勤證書を有する者又は曾て看守長たりし者にして試験を用ひず看守に採用せし者は教習を爲さず否必要なしとして直に實務に従事せしむる向もなしとせず故に再言す假令へ看守精勤證書を有し又は曾て看守長たりし者にて或は他府縣に奉職せし者も再び罷職後年月を経過せし者も再び好し同縣にて左程年月を経ざるも其

間に法令の改正又は創設せられたるものなしとせず其他取扱上の異同方針の變更なしとせず故に兎も角一度は教習を爲し個人的伎倆を看察し其二ヶ月を要せざるものは其期限を短縮卒業せしむるは格別其筋にて是認する處なりとせばは差支なかるへきも全然教習を廢して直に本務のみに従事せしむる義は然るへからず其筋に於ても許容せられざるやに聞く、敢て當局者の參考に供せんと欲す

●作業資本の運轉

は入りを以て出に充つる方法にして收支明ならず國庫會計法は此扱を嚴禁す然るに地方税に在りては法の禁するものなきよりして舊慣を因襲し今日に至るも尙ほ運轉轉替法を施用する向渺しとせず蓋し收支を明かにせんと欲せば運轉使用總額を最初より豫算に編入し支出額に充てざるへからず斯くては支出額即ち監獄費の増加を來し地方議會の感情を害する恐なしとせず是れ急速に價例を改正すること能はざる所以なるへし然れども會計上の整理を圖らんと欲せば收入を以て支出に充つるは最も不可なり是非共收支を明かにせざるへからず監獄の改良を企圖する今日に當ては戒護事務に注意すると共に會計上に注意

し大に其改良釐革を要するは勿論なるのみ故に運轉轉替法は時機を見計ひ全廢せられんこと切望の至に堪へざるなり

●在監人に對する答禮方

は各縣區々なるか如し九州各縣に於ては昨年四月宮崎縣に於て開設せられたる典獄協議會にて曩きに大分縣に於て會合の節の議決を取消すことに決せり右大分縣に於ける議決は脱帽することとなりし之れを取消す上は如何なる方法を用ひら、積なる歎思ふに脱帽は其煩に堪へざるを以て注目する事位に申合はされたるとならん又昨年十月宮城縣に於て開設せられたる典獄協議會に於ては舉手することに決せり右は何れか可なる歎今遽かに論定し難きも在監人の敬禮に接し一々舉手するは隨分煩はしきこと、思はる兎に角敬禮方并に答禮方の各地區々なるは規律保持上甚た不可なり加之外國人等の目より見るときは不可思議の感情を生ずるに至るへし國風にも關すること故、事小なるか如きも全國一定ならざるへからず宜しく其方法を論究査定し以て其筋より一定の方決を發布せられんこと決して冗事ならざるを信す敢て一言希望を述べ

●監房前の掲札

は獄務概則に於て其記載方を規定しあるにも拘はらず各地區々なるを免れず是れ獄務概則の規定を知らざるに坐する歟否然からざるへし必ずや他に事情の存するものあるに因るならん然れども在監人に對して規律を勵行し若々之を實施するの時節柄、吏員先つ規定に反する處理を爲すときは夫子誦を作るに當り道理上在監人の違反則深く咎むること能ざるに至る己れの行を正ふせすして人を責む人誰れか之れに服せん苟も在監人に對して規律の嚴正を保持せんと欲せば誘導者即ち吏員先つ規律に服膺するの模範を示すを要す司獄の局に當る者は稽查一番、法令規則を實施勵行し以て全般の規律を保持することとし而して後之を在監人に望むへし於是乎始めて規律の要を説くことを得へし阿々

●違警罪執行方に就て

違警罪には即決例なる法令ありて必ず裁判官の手に涉らすして處分せらるゝ便法あり蓋し違警罪は極めて輕易の犯罪にして敢て慎重なる法式を要せず彼の便法は必竟被告人の都合を參酌する點より設けられたるに外ならざるへし如此性質のものなるに因る歟

●看守巡查休暇概則中の追加

本月九日內務省訓令第一號を以て明治十八年番外違巡查看守休暇概則第二條へ左の一項を追加せらるる前項の外五ヶ年以上皆勤の者には一週間以内十ヶ年以上皆勤の者には三週間以内特に休暇を與ふることを得

●監獄書記看守長の官等に就て

監獄改良に伴ふ所の機關及び吾人の希望は既往五六年の間に於て殆んど既に遂行せられたり否將に遂行せられんとす而して其希望所期の決行せられたる項目を擧ぐれば細大種々あり茲に其細項を迄網羅するの要を見ずとも雖も現行監獄則の改正發布及び之に伴ふ所の施行細則并看守及備人分掌例の發布と云ひ監獄官練習所の開設と云ひ典獄官等の陞等増俸と云ひ國庫支辨論の勃興趨勢と云ひ(未だ決行を見ざる能はざるも早晚此期あるべし)集治監看守の定員及休職令并に増俸の勅令と云ひ引續き典獄の召集會議と云ひ一般看守の増俸令及判任待遇令と云ひ看守部長

正式裁判を受けたる者は本人より上訴せざるにつつき直に執行方を申出るときは上訴期限を待たず直に執行して差支なき由なるも即決例に依り處分せられたる者は假令本人より直に執行方を請求するも即決例第十條に依り留置する外は直に執行するを許さるることに相成り居るやに聞けり全し違警罪拘留にして正式裁判を受けたる者に對しては本人の請求を容れて直に執行し其正式裁判を受けざる者は本人請求するも之れを許さずとは如何なる理由あるに因るかは知れされども吾人は其了解に苦む、抑も違警罪即決例は便法にして而かも此便法は便益あればこそ之れ實施し且有効とせらるゝならん已に有効せらるゝ以上は正式裁判を受けたると全格ならん然らば一方は受刑者の便宜を圖りて直に執行し一方には此便宜を與へざるの理由なきものゝ如し有識の士明教を垂れらるれば幸甚

●北海道採炭囚の引上

北海道集治監の拘禁囚を幌内炭山に使役する義に就ては隨分物議あり新聞紙上の攻撃も尠からざりしか已に昨年十二月廿日限り悉皆引上げ採炭業の使役は廢止せし旨の通信を得たり本期帝國議會に於て衆議

の設置、假留監の廢止附設と云ひ監獄分課の改正、看守採用試験の發令と云ひ其他名籍身分帳簿の齊一改正と云ひ將た監獄巡閱内規の設定と云ひ其他控訴四の返送及費用の發令と云ひ評議委員會の組織萬國監獄會議の加盟と云ひ是皆其主なる者にして其細目なる者及び各地方獄務聯合會議の開設若くは各府縣に於ける監獄の改良進歩等は一々茲に之を枚擧するの違わらずと雖も要するに監獄改良事業は長足の進歩を爲し今や將に旭日冲天の勢を呈しつゝあることは苟も斯社會具眼者の是認する所なりとす然り然れども一進一退は事物改善の道程中免かるべからざる通弊にして苟も此改良事業をして此通弊に陷むることなく彼の軍國戒軒の事の爲め中廢せられざらんと吾人の切望に耐へざる所なりとす而して吾人か此新年の劈頭に於て當局者の斷行を請はんと欲するものは他にあらず典獄以下書記看守長の官等及び俸給を高められんこと是れなり最も現行の官制に依れば敢て之れか制限の規定あるにあらずと雖も因襲の久しき將た監獄事務を輕視するの致す處なるか書記看守長の位地は各府縣の屬官及び警部等の官等俸給に比し常に低下に失し不權衡の甚たしきものあるか如

し如何てか以て人才の粹を集め驥尾を伸へしむるを得んや偶々當才の士ありと雖も久しく留職するを爲さず去て他に就職せんことを望むあるは是れ又止むを得ざるの通患と云ふべし現況既に如斯如何そ以て法則規則の完全し看守以下職員に耐ゆるありと雖も之を統率し亦長官たる典獄を輔翼するの責任を盡さしむる有爲の人物を得んや實に至難中の至難と云ふべし又現制度たる府縣典獄特別任用令に依るも典獄の候補者は之を監獄書記看守長の中より之を抜擢するの正當且利益の多きものあるにも拘はらず其適任者の有無は借置き能く其資格(現任判任四級以上の俸給を受くるもの)を備ふるもの書記看守長の中に絶無なるは實に一大缺點と云はざるを得ず是れ恰も典獄任用の前門を開きながら之に禁登するの後門を杜絶したるか如し故に究竟典獄の候補者は全く縁固なき他に需むるの止むを得ざるに至るなきか予輩は慷慨に耐へざるなり況んや法は人を須つて始めて其用を完成すとの格言あるに於てをや

者の操縦自在に任せしめざるべからざるの必要あり然るに從來の經驗に由れば甲乙兩ながら他の事情の爲め沮止せられ當局者の操縦を制肘するものあるか如し甲は府縣監獄費の地方税支辨たるの不便たるより乙は作業費の充分ならざるより將た又器械材料の出納上彼の物品會計規則の制する所となり出納記帳の煩雜不便等擧げて數ふべからざるものあり要するに監獄作業の特別會計たらざるの致す所なりとす又從來の經驗に由るも作業資金の充分ならざるより勢ひ止むことを得ず官司業を廢して請負業混同業とせる向多きか如し請負業混同業必すしも不可なりと云ふにあらざれども行刑最終の目的及び囚人使役の上より願れば請負業の官司業に若かざること萬々なるものあらん予輩の茲に監獄作業の特別會計たらざるべからざることを云ふは作業資金の不足を告ぐる等の不便を第一とし器械材料等の出納記帳の煩雜難なるのみならず他一般の廳舍物品の出納と同一に爲し難き事情等の存するものあればなり從來作業器具材料の記帳の不齊一なるを見れば思ひ半ばに過ぐるものあらん監督官廳亦た深く意を茲に注かざるか如し監獄官吏の汚行醜聞にして往々吾人の耳朵に達す

の罪にあらざるなきか當局者幸に果斷勇決以て請自醜始の一新蜀望の好價例を開始せられんことを望む至囑々々

監獄經濟に就て

監獄經濟は他の鐵道、鑛山、造幣事業等の如く特別會計組織ならざるべからずとは從來監獄改良家の俱に唱道する所にして歐洲文明の諸國又皆然るか如し何となれば監獄作業なるものは予輩の言を俟たず夥多の固定及び流動の資本を以て種々の物品生産製造事業に従事するものにして監獄作業に使消する器械及び材料の元資は少くとも該作業より製出する所の各種の製造品を以て償却し得る性質のものなれば監獄作業に要する支出は其收入を以て償ふべき組織たるを要すること又勿論なればなり要するに監獄作業の原因及び目的は元來右等の如き積極的製造事業として看做すべからざるは勿論他の或目的を達せしめんとの方便たるに過ぎずと雖も作業の性質既に經濟的事業なりとせんか當局者たる者亦須らく經濟上に顧念する所なかるべからず然り果して經濟上の利害得失を省察せざるべからずとせんか作業資金をして不足を訴ふることもなく又之れか運用收支をして當局

押丁全廢の斷行を望む

監獄官吏構成員中押丁なる名稱は從來久しく慣用せらるゝ熟語にして今殊更に之れか稱呼を改正するの要を見ずと雖も監獄官吏中押丁の名稱は其職務の至重至費なるにも拘はらず内實大に在監人の輕侮を招くの傾向なきにあらざらず從て彼れ押丁に職を奉する諸君に在ても心中竊かに快よからざるの感を抱くものなきにあらざるは亦掩ふべからざるの事實なるか如し然れば少壯有無の人物にして偶々押丁中にありとするも其俸給の厚からざると將た待遇の冷薄にして所謂職務以外の冷遇輕侮を受くるあるを以て心中不快の念に耐へず朝に拜命シ夕に其職を辭し或は甚たしきは漫然其職を抛擲して顧みざるか如きものあるは從來の實驗上往々予輩の聞知る所なり又一面職務分掌の上より見るも常に看守の助手となり戒護并に諸般の事務に該るものにして看守の手足たるに過ぎざるか如し然れども其最も直接に在監人と近邊し治獄上に直接の關係を有することは是れ亦た予輩

の費辨を要せざる所にして其待遇の冷淡なるにも拘はらず彼れ押丁に望むに嚴正、整實、廉直、勤勉等の監獄官吏に必要な諸條件を以てす如何ぞ以て其全壁を期するを得んや是れ實に難事と云ふべし他言を以て之を云ひ換ゆれば其押丁諸君を遇する事の氷より冷かなるにも拘はらず火の如く熱心勤勉を以てせざるべからずと、彼等を責むるに異ならず然れば其汚行醜体押丁に限らざれども往々發見せらるゝあるが如きは又強ち押丁を咎むべからざるのみならず其之を咎むるものゝ罪にあらざるなきを得んや予輩實に浩歎に堪へざる所なり宜なる哉當局有司は幸に是等の點に着眼せらるゝ所あり既に各地方監獄(集治監の押丁全廢は實に明治廿三年にあり)に在つては漸次押丁を減少し看守を増員するの方針を採りつゝあることは今日掩ふべからざる事實にして予輩の平素同感を表する所なり而して昨今に至ては各地大に押丁の減少を見るに至りしと雖も未だ之を全廢するの果斷を見る能はざるは予輩の遺憾とする所なり、此頃當局者の押丁に關する説を聞くに押丁全廢は目下監獄社會の急務なりと云ふと雖も法律制度の之を全廢するを許さざるを如何せんとして其理由

るもの宜しく速かに押丁全廢の果斷あらんことを予輩は切望に堪へざるなり言少しく過激に涉り世の押丁諸君に對し不遜の嫌ありと雖も又斯道の爲め止むを得ざるに出つ押丁諸君幸に其罪を恕せられたし敢て敬意を表す

●地方費支辨の備員設置程度を望む

地方費支辨の監獄備員を置き書記事務を補助せしむる所あり之れを置かざる所あり又之を置くに雖も僅々一二人に過ぎざるあり十名乃至二十名以上置く所もありて頗る區々に涉る是等は畢竟一定の制なきを以て年々府縣會議員の決議任せなるか故なりと既に事務備員を置くの必要を認め而して地方議會の決議任せに放任するは獄務の劃一を期する上に於て甚た權衡を失するものとす殊に右備員を置かざる府縣に在ては止むなく看守の内より事務補助員を繰上げ書記に従屬せしむる所ありと聞く看守は素と戒護吏にして在監人員に應じ相當の制限あるものなれば決て他務に流用すべき性質のものにあらず其筋に於ては速に一定の制を設け區々の弊を矯めざるべからず依て地方稅支辨に係る監獄雇員設置程度なるものを速

を實せば曰く刑法附則第一條の死刑を執行するに當り押丁をして決行せしむる云々とある明文に背馳し死刑を執行するものなきに至るの恐れあり旁々地方監獄に於ては是れ少數たりとも押丁を設置せざるべからざる所以なるべし云々と予輩斯る説の有無如何は素より茲に斷言するを得ずと雖も若し假りに如斯風説のありとせば實に謂れなきことと云ふべし刑法附則か如何に押丁をして決行せしむと云ひたれば逆飽迄も押丁なる名稱を全廢する能はずと云ふか如きは何ぞ押丁なる名稱に拘泥するの甚たしきや、予輩を以て之を見れば押丁に換ゆるに看守を以てする何かあらん其決行者の看守たると押丁たるとは素より問ふ所にあらざるなり刑法附則か假りに押丁と云ひしは全附則發布の當時偶々押丁なる下級監獄官吏のありたればなり法律か死刑決行者を押丁に限られたるにあらざるは柄焉として火を賭るよりも明かなり其他備員分掌例か示す所の押丁の職務の如きも名稱のそれはころ其分掌も必要なり其之を全廢するの曉き看守をして從來押丁か行ひ來りし事務を辨せしむる實に易々たるのみ何すれそ其不必要を感するの今日強て押丁の名稱を存置するの要あらんや當局者た

に發布せられんことを望む

●廿七年度限看守押丁定員變更

廿八年度より改正看守押丁設置程度實施に付來四月一日より看守を増し押丁を減せざるべからず然るに新任看守は規則により二ヶ月間教習所に於て學科を授け卒業したる上にあらざれば本務に就かしむる能はざるに付一時戒護配置上困難を生ずるは各府縣同一の事情あるべき筈なり此際二十七年度限り現行看守押丁設置程度の人員を變更し縣會の議決を経押丁及諸備給等より看守俸給へ流用して既に看守を増し押丁を減し漸次新任看守を教習所へ入れ四月一日に至り一時差支なき様準備したる府縣も亦由其筋に於ても費用の上に差支なきものとせば右變更を續々許可せらるゝ哉に聞く

問答

●刑期起算方に就ての質疑

(1) 第一審に於て重禁錮二ヶ月に處せられたるの被告

在大阪 洋々 散士

通信

人之に服せず控訴せし處控訴院に於ては原判決を取消し検事の起訴なきものとして公訴不受理の判決を爲したり揆言すれば起訴なきを以て判決を與へずとの判決を爲したり是に於て検事は更に第一審に起訴せし處遂に重禁罰二ヶ月に處せられたり然るに此の時は最初の第一審判決の時より既に五ヶ月間を拘留監監にて経過し居りたりと云ふ此の判決確定したるときは刑期は最初の第一審判決より通算して直に出監せしむるや將最後の第一審判決より起算して二ヶ月間刑を執行すべきや否

(2) 第一審に於て重罰禁二ヶ月に處せられたる處検事の控訴に依り第二審に於ては前判決を取消し其の罪質一變し銀行條例違犯として單に罰金百圓に處せられたり此の場合に於て第一審判決より滯獄の日數は既に五ヶ月餘を経過し居りたりと云ふ此の裁判確定したるときは罰金を刑法第二十七條の例に照し一圓を一日に折算し滯獄日數に通算するや否

以上二問は何れも大阪地方裁判所及大阪控訴院に於てありし事實問題なるを以て江湖の諸君幸に明教を垂るれば幸甚之に過ぎず

決議錄

- 一 温浴と冷浴との衛生上に於ける利害は如何果して均一なりとせし温浴を冷浴に改むる方針を執る事 (奈良縣提出)
- (決) 調査委員を設けしに委員は第三回會期を期し一屆を結ぶこととに決したりと報告す(委員は會長の指名にて愛知縣香川縣奈良縣德島縣愛媛縣之に當る)
- 監獄醫は在監人の故らし作爲したる疾病をも治療を與ふるを長とするや (愛知縣提出)
- (決) 治療するとせなる
- 乳養兒衛生の方法如何 (愛知縣提出)
- (決) 他より同様の出題あるを以て後に一纏めて議するとせなる
- 安全の警戒を設くるの可否 (愛知縣提出)
- (決) 設けるに及はず
- 調治得る囚人身分帳に編綴するときは製表等の材料に欠く之に處する方法如何 (愛知縣提出)
- (決) 談話會に譲るとせなる
- 頑癪疥癬其他の固疾患者及孕婦等にして治療の資に欠くを以て監獄醫の治療を望み故らに罪を犯し入監するものあり之を防ぐ方法日課役方如何 (愛知縣提出)
- (決) 治療するに決す
- 上置度制限の可否 (愛知縣提出)
- (決) 醫師より定むるの必要無し
- 在監人仕事時間一定の事 (高知縣提出)
- (決) 一定し難し
- 在監人入浴度數及浴中時間一定の事 (高知縣提出)
- (決) 夏季は三日一回にして冬季は五六日一回とす時間には冬季五分夏季七分なり
- 囚人作業種類同一とせ(刑之は花袋) 數量同々ならざる様一定の事 (高知縣提出)
- (決) 取消せなる
- 囚人疾病に罹り三日以上休役を要するものは病監に入容せしめ其

●疑問
刑期起算法
南筑邊偶生

上告を爲したるもの次で取消願を出し上告裁判所に於て受理の日不明なるときは取消願出の日より起算すべきや將取消願出の日より起算すべきや

通信

前號に於て豫報せし大阪府に開會せられたる監獄醫協議會の議事録は左の如し

第二回聯合府縣監獄醫協議會議事録

- 愛知縣監獄醫所長 監獄醫 牧津七三郎 三車縣 監獄醫 白井文太郎
- 石川縣 全 石崎喜一郎 岡山縣 全 田中金
- 高知縣 全 小藤南明 愛媛縣監獄醫所長 監獄醫 山崎集
- 滋賀縣監獄醫 村上信定 京都府 全 大島甲子郎
- 兵庫縣監獄醫所長 監獄醫 二見鐵五郎 大阪府 全 田宮之春
- 香川縣 全 高畑運太郎 監獄醫 押田芳之助
- 岐阜縣監獄醫 岩崎猛次郎 全 阪本元長
- 奈良縣監獄醫所長 監獄醫 吉田常文 全 石田肇
- 福井縣監獄醫 吉田周造 全 木村千太郎
- 德島縣 全 宮井誠二 全 知氣龍藏
- 會 長 田宮之春
- 副會 長 山崎集

三日以内に於て治療すべき見込のものへ休役患者と一監房に纏め休養せしむるを關於各工場内適宜一部分を區畫し休養せしむる可何れを可適當なる方に一定の事 (高知縣提出)

(決) 病監に入る者を患者と休役の一種を設けす

一 携帶兒にて母乳不足するものへは左の滋養物を與ふるとに一定の事 (高知縣提出)

生後より滿十二ヶ月迄 摺粉

(決) 談話會に譲るとせなる 粥或ハ常飯 (未完)

●獄務取扱規定更正其他 栃木縣監獄署

栃木縣監獄署に於ては昨年以て一層獄治改良の方針を執り從來獄務取扱上規定なきもの及び規則不完全の爲め其取扱上區々に差る可如き弊あるものは悉く今回審査精査し新たに之を規定せし其重なるものは在監人購求取扱手續十二ヶ條、在監人書籍取扱手續十一ヶ條、在監人入物及下付取扱手續十七ヶ條、在監人文書取扱手續十一ヶ條、被服隊具貸與規則四ヶ條、在監人接見取扱手續五ヶ條、在監人取扱品賣却取扱手續十一ヶ條、在監人携帶貴重品保管規則九ヶ條、監房検査の手續十三ヶ條、物品受渡及工業交貨人工場出入手續十二ヶ條、幼年囚及懲治人科學規元十六ヶ條、刑事被告人心得四十二ヶ條、特赦出獄後ものは被服隊具等洗濯の干燥及蒸蒸手續二十二ヶ條、特赦出獄後賣表授與式場の手續十ヶ條、在監人出入取扱手續十四ヶ條、在監人檢身手續十五ヶ條、囚人禁止令二十六ヶ條、入浴規則十一ヶ條、在監人入式規則八ヶ條、囚人及懲治人心得六十六ヶ條、工場内在監人檢身十四ヶ條なり

看守勤務規則及看守心得を改正し看守職務規則第一普通規則第二章勸告法、第一節内役擔當、第二節巡視及番擔當、第三節警務及押送擔當、第四節巡邏及立番擔當、第五節門中擔當、第六節服裝、第四章帶、第五節記帳の章題目に區別し總て百五十七ヶ條にして看守の服房すべき要務の大要を網羅し又非常取柄手續十四ヶ條を規定せり

通信

●看守教習卒業及精勤證書授與

橋本監獄署	小池義文	全	渡邊彦三郎
全	鈴木治平	全	安西哲作
全	高野繁樞	全	小森第三
全	鈴木實吉	全	曾篠瀧敬
全	坪松唯三郎	全	矢野兵介
右教習卒業	小野口小彌太	全	村澤午次郎
看守部長			

●看守精勤證書授與

全	戸田金一郎	看守	獨江正純
全	岩見金太郎	全	杉田美樹
右行狀方正職務勉勵に精勤證書授與せり			
看守	島本徳藏	全	秋田縣監獄署
全	進藤順治	全	松淵留吉
全	木部忠	全	傳野政理
			八代彬藏

第六回看守教習生試験成績表 同上

刑罰新法	監獄則	全則	獨し監獄法	合計點數	平均點數	成績	姓名
九十點	八十點	八十點	九十五點	四百四十五點	八十九點六	第	赤川百吉
百點	九十點	七十點	五十點	四百五點	八十一點全		森源助
八十點	六十點	六十點	七十點	三百三十點	六十六點全		若松銀治
四十點	七十點	九十點	三十點	三百三十點	六十六點全		小栗宇吉

●司獄官任命其他

任兵庫縣監獄書記 八級俸
 ○本縣第九回看守教習課程卒業者左の如し
 (優等)看守 齋藤敏次郎 (全上)看守 的場菊松
 全 淺井多一 全 尾上隆見
 全 藤井兵二郎 全 中島美喜藏
 全 吉川兵二郎 全 吉瀧仁四郎
 全 河合康九 全 佐藤隆隆
 全 白石雅介 全 榎木利章
 全 龍田立理 全 佐村周弼
 全 谷村龜一郎 全 中里榮吉

兵庫縣監獄署

●教誨師辭職

依願教誨師職を辭職せり
 ○本縣第十回看守教習課程卒業者
 高橋富治 荒金保次郎 山田政五郎
 久袋小吉 内山英一 中藤豐太郎
 國友千鶴 平野惣吉 吉ヶ江龍太郎
 山本花樹 津山重吉 辻兵治
 ●看守精勤證書授與其他 高知縣監獄署
 高知縣看守 高橋英敏 全 藤島美樹
 全 大川義澄 全 小崎伊織

●看守教習卒業

全 松井 泉 全 長崎 楠馬
 看守 細川 鹿吉 看守 永山久壽一
 ●從軍司獄官家族扶助 石川縣監獄署
 本縣に於ては司獄官吏の同盟を以て同僚中清軍に從役するものゝ家族扶助法を定め現今從軍のものへ扶助料を贈與せり
 從軍司獄官家族扶助法(抜抄)
 第一條 本法の目的は對清事件に依り遷居したる本縣司獄官吏の家族を扶助するものぞす
 第二條 扶助金の原資は本縣司獄官吏の離出金又は寄附金を以て之に充つ
 第三條 扶助金は生活の状況を斟酌し月額を以て家族本人又は寄託人に贈與し生計の幾分に資す
 第四條 扶助額は一家族に於て毎月金壹圓以上五圓以下とし家族の多少生計の難易等を調査し典獄之れを定め本人復歸したる月迄延月之れを贈る
 第五條 扶助は本人と生計上經濟を共通したるものに限る
 第八條 扶助額は委員長之れを審定し豫て委員に通告す(一)
 第十條 扶助金は典獄の名を以て交付するものぞす (以下略す)

輕懲役囚白水國越外三十二名改悛の狀顯著なるにより各賞表賞賜つゝ付與せらる
 看守 杉本雄吉 全 千葉縣監獄署
 右看守教習卒業 監獄書記 阿部武之進
 給六級俸 千葉縣監獄署 武田留彌
 任千葉縣監獄書記 千葉縣看守長 川村新藏
 非職を命ず 千葉縣監獄書記 鈴木駒次郎
 自今月俸金九圓給與 千葉縣監獄書記 浅野恭齋
 全 自今月俸金七圓給與 淺田福一郎
 全 自今月俸金七圓給與 安達盛盛
 ●司獄官任免其他 德島縣監獄署
 德島縣監獄書記(到任八級) 林 德島縣看守長(到任十級) 平 方 清 旭

●看守教習卒業

全 岡山縣監獄書記 河 中 常 臣
 全 和 田 宗 逸
 全 小 津 眞 佐 太
 全 松 本 麟 三 郎
 全 伊 藤 文 六
 全 平 野 重 昌
 全 石 九 卯 三

右非職を命ぜらる 德島縣監獄書記 杉野喜祐
 自今五級俸 武 内 盛 八
 自今八級俸 宮城縣監獄署 庄 司 敬 信
 ●看守教習卒業 看守 猪 野 由 之 丞
 全 全 吉 田 孝 藏
 全 全 本 郡 孝 藏
 全 全 吉 田 小 三 藏
 全 全 金 井 清 藏

●看守部長増俸其他

看守部長佐賀縣看守 佐賀縣監獄署
 看守部長佐賀縣看守 伊 藤 文 六
 看守部長佐賀縣看守 平 野 重 昌
 右月俸拾貳圓を給せらる 佐賀縣看守 石 九 卯 三
 右教育中之處卒業證書付與せらる 佐賀縣看守 石 九 卯 三

右月俸拾貳圓を給せらる 佐賀縣看守 石 九 卯 三
 右教育中之處卒業證書付與せらる 佐賀縣看守 石 九 卯 三

躬行叢話

●司獄官任免

全 相澤文次郎
 愛媛縣監獄署 森 勝 次郎
 任愛媛縣看守長(十一月廿一日付)監獄書記
 十級俸下賜
 (全) 愛媛縣看守 二宮 正 誠
 任愛媛縣監獄書記(全)
 十級俸下賜
 (全) 愛媛縣看守長 深 津 包 虎
 非職を命す (全) 愛媛縣看守 國 分 重 春
 愛媛縣監獄署看守部長を命す(全)愛媛縣看守

●司獄官増俸

監獄書記 野村 龜 次郎
 宮崎縣監獄署
 看守長兼監獄書記 富 田 通 徳
 監獄書記 永 井 實 孝
 全 余 語 勝 忠

●看守精勤證書授與

大坂府監獄署
 本年十二月一日精勤證書附與人名左に
 岡 彌 三 郎 伊藤 領 次郎 中島 秋 太郎
 野 條 百 藏 高林 凱 太郎 木 村 辰 藏
 谷 親 利 清家 林 治 池 田 茂
 新 名 榮 治 宮 原 治 一 糸 崎 謙 平
 島 崎 直 知 久 保 嘉 市 城 野 吾 一 郎
 中 山 正 雄 渡 邊 泰 野 口 正 文
 高 木 台 山 下 小 太 郎 飯 野 又 一 郎
 廣 矢 松 之 助 山 下 竹 松 相 川 一 郎

雜 錄

●明治廿七年中の獄事

紀 要

明治廿七年は去る茲に目出度明治廿八年の新春を迎ふることゝはなれり願みて去る廿七年中に係る監獄事業の改良發達如何と省察するに別に著しき事柄とはなかりしも益々改良進歩を促成し月に年に發達の氣運に向ひしは事實争ふへからざることにして其緊要事項に就ては怠ることなく既に當時の本誌上に掲載し敢て遺す所なかりしも往事を温ねて將來を企畫するは事物の進行上欠くへからざることなるにより其記事を叙述し一目の下に瞭然たらしむること重複に渉るの嫌はあれども大に参考に資する所あるべきを信す故に左に叙列して以て大方の瀏覽に供せんと欲す

一、法令、一月勅令第四號を以て廳府縣看守の定員を定めらる又内務省訓令第一號を以て女監取締

躬行叢話

●夫妻協力して逃囚を捕獲す

某縣監獄署の押丁に豐田某なる人あり平素職務勉勵の聞へありしも偶々病氣に罹り自宅に在りて療養中或る日午前七時の頃妻のふじなる者忙はしく炊烹しつゝありけるに逃走囚のありと云へる近隣の人々の噪けるに急ぎ門口に出て見れば緒衣を纏へる一囚人が風を切りて馳せ來るにぞ直に之を夫某に告げるに夫はろは容易ならぬことゝて自己の病苦も打ち忘れて起き上り出つれば囚人は早や既に其處を通行せんとするにそ矢庭に之れに組み付き互に揉み合ふ内妻は夫の疲勞せる折柄若しも遣すともありては一大事と傍より夫を助けて共に力を盡し終に難なく此囚人を掬り押へて追跡の看守に引渡し以て無事なるを得たりとなん苟も職を監獄に奉ずる者は官職の高下に論なく假令勤務に在らざるときたりとも常に監獄の非常を警むること豐田押丁夫妻の如くありたきものにこそ

及押丁の人員并に俸給を改正せらる此二令は獄事改良の基礎に屬す爲めに活機を加ふ、二月大藏省訓令第六號を以て在監人所持金工錢移送の場合金庫取扱方を達せらる於是乎現今の移送を避くるを得て取締上至極便益を得ることゝなれり、三月大藏省訓令第十五號を以て寄托前に係る保管金に在監人の所持金工錢移送の場合金庫取扱方を規定せらる是亦現金の移送を避け得る方法あるを以て至便至利なる言を俟たず、三月陸軍省訓令甲第三號を以て刑事被告人たる婦女を地方監獄に囑托せるとき其費用は衛戍監獄に向て請求すべきことを定めらる、七日勅令第八十八號を以て豫備後豫の軍籍に在る巡查看守にして戰時若くは事變に際し召集せられたる者に休職を命ずることを定めらる蓋し日清事件に付召集せらるゝ者多くして國事に執掌する者に對し優待の意を表章せらるゝに依るなるへし

一、監獄巡閱、監獄巡閱内規は去る廿六年に改正せらる其内規を履行せられたるに因るなるへし、廿七年程多く内務省より監獄の巡閱をせられたることなし今其府縣名を擧ぐれば左の如し

警視廳、神奈川縣、埼玉縣、群馬縣、栃木縣、茨城縣、千葉縣、福島縣、山梨縣、長野縣、新潟縣、山形縣、宮城縣、巖手縣、青森縣、秋田縣、北海道廳、靜岡縣、愛知縣、岐阜縣、滋賀縣、三重縣、京都府、廣島縣、宮崎縣、鹿児島縣、沖繩縣、宮城集治監、北海道集治及同分監の二廳、一府二十四縣三集治監三分監にして殆んど全國の半を了せり但巡閱内規は一年に全國監獄を巡閱するの規定なるを以て各監獄を巡閱せらるべき筈なるに其全國に遍通せざりしは蓋し都合のありしに因りしなるべし兎角如此監督の周到するは監獄改良の爲めに祝すべきことにして其興奮劑たるを識認す此上尙ほ望むらくは本年に至て先づ昨年巡閱残りの諸府縣を巡閱し益々進んで昨年巡閱せられたる處までも巡閱し以て改良進歩を促成せられんことを

一、萬國監獄會議、昨年二月頃本年六月佛京巴里に於て開設せらるゝの報あり而して本邦よりも委員參列の照會あり其他本邦より統計等獄事に關する書類送附の請求あり主務省於ては此等の書類を調製送附せられ又委員派遣の事決せり獄事

催さる但北海道廳典獄は差支ありて出席せられざりし而して廣島縣の會合へは内務省より監獄課員坪井内務屬宮崎縣へは有松内務書記官宮城縣へは監獄課長真木内務屬出張臨席せられたり此等會台の爲めには事務の一定を圖り改良進歩を促成する上に就き討議論究遺す所なく議題の多き數百件の上に入り會議日數は概ね一週間を要したる由にて其獄事に裨益を與へたること多きは敢て吾人の喋々するを俟たざる所なり、終に臨んで一言す昨廿七年中には秋田縣大曲監獄支署の官金竊取事件あり大阪府監獄署の携帶事件あり吾人此等の出來事を記するを忌む如此出來事は固より當時あり得べきことならざれども本年は我が獄事の爲め斯る不吉事件の生ぜざらんことを祈る

懲治人賞與の道を開くべし

囚人にして賞表を有する者は諸般待遇上に於て優待せらるゝことは監獄則施行細則の明かに規定する所にして其目決して二三に止まらざるなり（第九十六條參看）要するに感化獎勵の方便に出て信賞必罰の原理を表明するの主意に外ならざることには今更に予輩の養辨を待たざる所なり去れば亦之れか反對に獄

上の一大進歩なりと云ふへし因に記す委員は未だ任命なく最早本年六月の會期なれば早晚之が任命あるべし

一、典獄聯合會 典獄聯合會の必要は獄事社會の夙に是認する所にして主務省に於ても之を可認せらるゝに因るなるべし其度毎に主務省より特に吏員を派遣臨場せしめらる今昨年中聯合會を開設せられたる時と縣名とを擧ぐれば二月に廣島縣に於ては京都府、大阪府、兵庫縣、奈良縣、岐阜縣、滋賀縣、愛知縣、富山縣、福井縣、石川縣、鳥取縣、島根縣、岡山縣、山口縣、和歌山縣、愛媛縣、徳島縣、香川縣、高知縣の各典獄會合を催さる但し石川縣、岐阜縣、愛知縣、愛媛縣、高知縣の各典獄は差支ありて會合せられざりしやに開けり、四月には宮城縣に於て九州各縣沖繩縣并に三池集治監の各典獄會合せらる十月には宮城縣に於て福島縣、栃木縣、群馬縣、茨城縣、千葉縣、埼玉縣、警視廳、神奈川縣、靜岡縣、山梨縣、長野縣、新潟縣、山形縣、秋田縣、巖手縣、青森縣、北海道廳、北海道集治監東京集治監宮城集治監の各典獄會合を

則を蔑如し教令を遵守せざるときは之を處罰するの正條存す（監獄則第四十二條）如斯囚人に對する賞罰の途明白なるにも拘はらず等しく刑法の規定に背戻し監獄に拘束せらるゝ懲治人に係るときは之を處罰するの法條あるにも拘はらず之を賞與し之を感化し及び獎勵するの方便たる賞表付與所謂優遇するの途なきは予輩其何が爲めに必罰信賞の甲に公平なるにも拘はらず獨り乙に偏廢するか如き疑念を抱くものなり抑も懲治人とし云へは智能体力俱に未だ完全ならず從て純然たる刑事上の能力者として看做すべからざるは勿論なりと雖も賞罰感應等の智能に至ては却て成年以上の囚人に對するより著しきものあるを信す彼の書信入浴等の優遇は倍置き施行細則第九十六條第四第六に該當する場合に於ける一握の食一椀の加給茶は彼れ智慮の未だ淺薄なる懲治人に對しては囚人より賞罰俱に効驗の顯著なるものあるべきを信す假令は普通幼年者に向つても汝能く平素學校に通學し師の教へに背かず試験にも善き成績を奏するを得ば或る書籍又は筆墨を賞與すべしと云はゞ此言を聞きたる幼年者は必ず一層其勉學を怠らざるべし懲治人に對する普通教育の場合に於ても必らず然

るものあるに相違あるべからず又監獄則第四十條の法文に依れば單に囚人とのみあり十六歳未満の囚人も亦含蓄せるにわらずや果して然らば十六歳未満の囚人尙之を賞與し得るは勿論なり然るに等しく幼年者なるに一は囚人なるを以て賞與せらるゝの希望あるにも拘はらず他は之れが途なきは寧ろ法規の缺點にあらざるなきや予輩其差異ある理由を發見するを得ざるなり要之に監獄則懲治人に對する賞與の規定なきは他に深き理由あらんかなれども今は暫く措き獎勵感化上相當賞與の道を闡明せられんことを望む(賞與の條件は必ずしも囚人と同一なるを要せず)當局者の意見果して如何と爲す

●囚人の鹽嗽品給與に就て

三池 獨 固 意 生

各地監獄に於ては囚人に鹽嗽用として食鹽を給與する向もあり又は齒磨粉を各自に購求せしむる向もありと聞けり而して本紙第五卷第十一號には獨立生なる人の本件に關する所論を掲載したり其所論の摘要は

行細則以外の物品を給與するの嫌あると一鹽嗽用に食鹽を用ふることは衛生上及清潔上に必要たらざると一囚人に鹽嗽用として食鹽を給與するときは之を他に害用するの憂あると以上三項の理由を以て囚人に鹽嗽用の食鹽を給與す可らずと論結せり然して未だ鹽嗽に用ひしむべき他の代用物を舉示せず思ふに該論者は囚人の鹽嗽には何物をも使用せしめずと論せるものゝ如し其全く鹽嗽品を與へずと云ふの議論に對しては余輩決して贊成を表すること能はず何となれば吾人か齒は人体樞要の機關にして齒の健否は直に全身の健否に影響するものなることを知ればなり又た齒の不清潔なるか爲めには人をして殆んど鼻を摘ましむる程の惡臭氣を發散するもなれば自他の衛生上に多少の害を與ふることを信すればなり況んや監獄の如き多數の囚人を雜居拘禁する所に於てをやされば鹽嗽用として食鹽若くは磨粉を使用することは衛生上及清潔上に必要たり是故に必ずや鹽嗽するには二品中何れか其一を使用せざる可らず然り而して囚人に食鹽を與ふると磨粉を購求せしむると孰れか是非何れか

利何れか害なるかと云ふ問題に至りては監獄社會未だ一定の議論なきものゝ如し今左に愚見を述へて之れか是非利害を講究せんと欲す

鹽嗽用に食鹽を使用することは我國古來の習慣にして頗る輕便なる衛生法たり且其價格廉にして經濟上より云ふも亦た利得たり故に之を囚人に給與するには適當の鹽嗽品なりとす然れども囚人に齒磨粉及齒磨楊子を以て鹽嗽せしむることは其身分上少しく贅澤なるの感あるのみならず其品の粗惡なるものに至りては却て齒質を損害するの恐あり又た其價格に於ても食鹽の如く廉ならず今を試に其價格を上くれれば最下等の品にして磨粉一袋八厘磨楊子一本五厘合せて一錢三厘を要す之を一ヶ月に二回購求するにせは一ヶ月に貳錢六厘の金額を費さざるを得ず然れども食鹽は一升僅に一錢貳厘位にして一ヶ月に三合を費さは十分なるへし然るときは其金額は三厘六毛となる故に磨粉にて一ヶ月に費す金額は食鹽にて八ヶ月間に利用し得るの比例となる斯の如くなるを以て余輩は食鹽を以て囚人の適當なる鹽嗽品なりと論定する所以なり

如何に一任し去らざる可らざるなり何となれば物必ず利害相伴ふものなれば食鹽は之を害用するの憂あるも磨粉楊子等は之を害用するの憂なしと保證し難ければなり現に某監獄に於ては揚子を嚼碎きて筆となし磨粉を墨に代用したる實例もあり況んや狡智に長したる囚人か千慮する場合に於てをや若し漫然監房内に於て鹽嗽せしめ之れに食鹽を給與するか如き監獄ありとせは余輩は大に其非を咎めざるを得ず其故如何となれば食鹽は火をも發せしめ得る化學作用あることを知り又た狡黠なる囚人は食鹽を食つて熱發せしめ病者と偽り更員を瞞着することあるを知ればなり之を以て余輩か食鹽を給與する方法は監房外若くは工場等適宜の場所に於て嚴正なる檢束の下に鹽嗽せしむへしと云ふにあり尙は論者は鹽嗽用の食鹽を給與するは監獄則外の物品を給與するの嫌ありと論せり夫れ或は然らん然りと雖も能く監獄則の精神を推究するときは又た毫も衛生を重せざるの意あるを見ず果して然らば監獄則何ぞ之を咎んや當途の士幸に一考あれ

●減食處罰者に對する役業

旭 水 生

減食處罰者は一日の食量を二合乃至三合に減し鹽湯

二品の外菜を興へざることをなれり然れども減食者をして依然執役せしむべきや將た別房に入れ役業を科せざるやの疑問に付各地の取扱振一定せざるが如し元來減食と云ふ懲罰の點より之を見れば勿論食量を減し依然役業を執らしむるを以て正常なるが如しと雖も然れども果して能く減食最上の食三合を給したれば逆平素屈強なる健康者にして七合若くは八合の食を給せられし者をして引續き勞役に從事せしむるに差支なきや否やの議論に至つては予輩大に考慮を要するものあるべしと思考す何となれば昨日迄七合又は八合を給せしもにして一朝獄則に違背し減食懲罰に處せらるゝあらんか遽かに三分一以下に減して二合乃至三合とせざるべからず而して尙能く役業に堪ゆべきやとの問題に就ては予輩茲に之を確言するを得ずと雖も何れにせよ其變動の急劇なるより身体の健康上に影響を及ぼすの虞れなき能はざるか尤も監獄醫か處罰執行以前身体に障害なきや否やを檢査するありと雖も抑も監獄則か減食者の食量を二合乃至三合に減したるは要するに無定役者の食量の最低量(四合)より尙減すること半減なるを以て之を見れば恐らくは減食受罰者には役を科せざるの律意

感化は戒誨を以て基とす戒誨は公正確實なる執行に因て其効果を收む公正確實なる執行は適當の看守を得て其望を全ふすべきものとす斯く論ずるに於ては反對者或は言はん懲戒の任務は戒誨にあるも感化誘導の責任は教誨師に屬すべしとのなりと夫れ然り吾人も素より其説を否とするものにあらず然れども教誨師の勸誘は只た普事を説き之れを感せしめんとするに過ぎざれば未だ以て本長の心化に至らざるべし實力ありと言ふを得ず故に教誨を法用して之れを實地應用強制するは戒誨者の力に依らざるべからず元來感化なるものは言語を以て理告を知らしめんとするに過ぎざれば未だ以て本長の心化に至らざるべしむるの實効あること蓋し囚徒の状態多々す是を以て予は懲感化共に戒誨を以て基なりと立論したる所以なり又戒誨の執行に就ては假令老練の典獄教誨の看守長と雖も看守其人を得るにあらざれば到底其公正確實を保ち難きものにして看守其人を得ざるは實に效果成否の因て成るべし所なり行政上看守の職責其れ斯の如く重大なる上は之れが任用及養成方深く留意を要すべしなり

前年看守の俸給未だ逕宜と均一からざりしを當局者口を揃へて不便を鳴らし結局之れが爲め適人人物の容途を遮断せられ獄事改良の事得て期すべからずとまで極論絶叫したる所以亦此理由に外ならざるべきが然らば則ち今や既に其困難は消散せり爾來當局者は然るべき人物を採用し監務を漸次進歩せしめ若くは戒誨の歩武を進め發達整頓に力を入れ是は固より其所なるべしと雖も最近況を觀察するに看守養成方面は却て退歩の傾きなきや吾人少く疑はざるを得ざるものあり茲に其疑點を列せんに看守採用規則は制限撤廢の爲め押丁を直ちに登用する能はざるを憂ふ或は又適任証書を有する下士卒を試験するの必要なりと云ふ其たは是は新任者の放習期を短縮せんと欲するかの如きは畢竟適當なる堪任者を求むることを深く願望せざるか故にあらざるや加之曩に監獄官練習所を卒業したる看守長にして而かも今日看守放習所の教官たるもの職責を聞く是等尤も他に事情もあるべきなれども或は進取改良の主義を唱せられ若くは同僚間に嫉妬せられ其意にあらざる環境に陥りしものなきや今日の典獄に於て尙ほ未だ舊慣を操守し又は嫉妬者の許言に感化されて有用の人物を排斥するかの如きは莫之れあるべき答なれども兎も角斯道の爲め惜むべきことなり

ならん予輩は彼是權衡上爾かく推想せり然れども論者あり曰く減食既に懲罰とし彼等に苦痛を感せしむるの方便たるべければ減食中科役する何かあらん且つ減食處罰中尙強役を繼續せしめざる可らずとの理あるとなし所謂其相應の役を科して可なり何すれそ袖手徒坐せしむるの要あらんや成程一應最もなる道理あるか如しと雖も未だ遽かに信す可らざるなり何となれば立法者か徒手靜坐する定役なき者に對してすら四合の食量を給與するにも拘はらず減食處罰者尙之を半減したる食を給し依然役業を執らしむべしと云ふが如きは立法者の曾て豫想せざりし所なるべし依是觀之も我監獄か減食中の食量を二合乃至三合に減したるは役を科せざるの精神に出でたるに相違なかるべしと信す去れば逆予輩又無科役論者にあらざるは勿論科役論を主張する者なりと雖も監獄則の律意果して如何敢て江湖の識者に質すと爾かり

寄書

看守養成方に付所感 臨地隱士

夫れ行政上戒誨の責任に對し看守の重要なこと既に上來述ぶるが如くなるにも拘はらず正式の學科を修めたる教官迄々減少し且つ看守養成の道漸やく冷却の事實ありせば罪因を以て懲感化の効果如何に依て之れを收めんとするや抑も公正確實なる戒誨の執行は尋常一般の凡庸者の堪へざるものにあらず少くも普通の學識を具へ道義に通じたる上法律規則を會得し且つ活氣忍堪力力を有し而して實務に熟練したるものにあらず此重任を全ふすること能はざれば當に嚴格なる試驗練習所の臨門を経たるのみにて足るべきものにあらず爾後本職に服せしめたる上に於て油斷なく懲戒の任務を漸次養成するは極めて必要にして看守が能く其職に熟練し公正確實の戒誨を執行し得るの日は則ち懲感化の實効を奏すべし期日を忘るべからず

監獄改良の基礎は看守に在り

在愛知縣監獄者 哀々居士稿

改良、改良と監獄改良の談を聞くこと業に尚一矣、而して未だ之れが赫々たる實効を奏せざるものあるを見るは、吾人の平素憂慮する而已ならず、斯道改良の先導者たる當路者亦無心苦慮する所たり、是れ監獄理術の未だ全く普及せざるが爲なり、而して理術の普及せざる所以の者は夫れ罪邊に在る獄、人或は曰く分府制布可、階級制施す可、曰く國庫支辨に何日何と、監獄に施設を要するもの多々、從つて其言ふ處一に足らずと雖も、今吾人が改良を以てすれば、我監獄改良の實施者として迎ふるの適格者僅少なるが爲めなりと、深く慨嘆する所なり、彼の醜態なる囚人に接し、自由刑を完然に執行し感化遷善を促し以て再惡の念を杜絶せしむるものは、之れ獄務の最要機關たる看守の思想を養成し其品格を高尙ならしむるに在り、若し看守にして其思想卑陋ならんか、到底監獄を完ふること能はざるなり、如斯に於ては如何に獄則完備し、職責堅重を極むるも監獄改良の實、得て期すべからざるべし、爰に於てか運命なる長吏の必要あり、長吏よく同僚の職務に堪へ智識道徳思想感情を養成し、高尙なる品格を俱有すれば、改良の最要機關たる至難の職務をも、易々として完成するを得べし、果して然らば、遠般に適する能吏の看守を採用せざる可らざるは、焦眉

を有するときは飯米の割合を十分の五に増加し又質妻一箇を得たる者には常食の外菜を一通に一回其二箇を得たる者には二回其三箇以上を得たる者には三回を贈給せらるる故に是等の囚人は刑罰被告人よりは適に上等の食物を喫す勿論平常行狀善良にして其の結果此に至るものなれども嫌疑中の刑事被告人にして其食料囚人に劣るべき云ふは其當を得たるものにあらずや

然らば刑罰被告人の食料如何の之を改良すへきか我輩の弊見に依れば在監人の食料は普通人民の生活に準じて相當の規定をなすべき可らずと雖刑罰被告人の食料は優遇せらるる囚人の食料より劣るべきを度ぎ飯米の割合を十分の五に壹錢五厘以下を改正するを可とす右弊見を闡發して以て改良を望む

● 蒲團の数は限定なき乎 紀 律 生

在監人に貸與する蒲團は土地の寒暖に依り綿の量目多少あれ其質は一囚に一枚宛貸與する様なれども或る地方に於ては冬季に限り一囚に二枚宛貸與する由然らば其数は各地方の適宜に任せられたるものなるか是れ本問題の起る所以なり

然と考ふるに我輩に施行規則には單に蒲團と記し其数は明記なきと雖も會に蒲團のみにありし總て在監人に貸與する衣服雜具は等しく其數を明記せし然りと雖も單衣或は蒲團と單記したるときは其數の一なりとは解し得らるる苦なり試に見よ單衣と記しあれば單衣一枚宛を貸與し給と記しあれば給一枚宛を貸與し未だ會て單衣二枚を貸與せし唯を聞かず然れば蒲團に給一囚に二枚を貸與する云ふは抑も規則に外れたる取扱なるべし

該規則に依れば蒲團と莞延とを貸與するを以て囚人は莞延の上に蒲團を被むり寝臥するものに相違なき若し數蒲團迄も貸與するものならんには必ずや其數を記さるべし

冬季に際しては一囚に二枚を貸與するも規則に背く所なき云ふ者なき能はず然れども寒に堪へざれば綿を加へ其れにても尚ほ凌ぎ難き地方に在ては特に其筋の認可を経て相當の取扱を爲すは格別地方學り適宜に蒲團の數を増すに蓋し至當の措置にはあらざるべし余は區々の弊を去り各地方の取扱一途に出んとを希望し茲に弊見を述ぶ

● 異食論の妄を辨す 如 一 法 人

風俗習慣を異にする外國人に於て我法に從ふの結果我國の監獄に拘禁するときは其習慣風俗に應じたる種類食物を給與せざるべからざるやに付ては予輩曾て本誌上に弊見を闡發せしことあり然るに今日尙

は別食を與ふるの必要ありとの妄想を抱ける者あるやに聞知せり予輩重むて其不可を左に述べん

國既に異なり風俗及び習慣の異なるは素より當然なり雖も苟も自國の法律に違背せし外國人を之を當人の本國の習慣風俗に從はしめざるべからざる云ふか如きは予輩之を認むる能はざるのみならず彼の思はしき治外法權の尙存在する國交間に於ては其國主權の存在する法上にて國に獨立の國是を有する邦國に在つては其國主權の存在するは勿論にして此主權は決して他の爲めに任屈せらるべからざるは又素より予輩の言を保たざる所なり最も國際私法上於ては或は其身外國にありし雖も本國の法律の下に支配せらるる場合なきにあらざる雖も公法に關する刑注及び行刑法の如きに至つては徹頭徹尾其在留國の法律に據て處分すべきものなること予輩決して其誤りなきを信す然れば假令予輩其習慣風俗を異にする國と雖も苟も他國の國法に違背し其國の監獄に拘禁せらるるときは我輩規則の範圍内に於ては選送せらるべきこと蓋より理の當然なりとす然るを平素其物の種類を異にするは獄内又は洋食を給せざるべからざるせんか獨り食物のみに止まらずして被囚に將に居るに盡く其風俗習慣に據らざるべからざる云ふに至り如何を以て刑罰の執行を以て完を期するを得んや彼れ外國人は之れより能はざるに不遑剛復に失し遂に我國法を蔑視するの念を起し其れ能はざるに主り我國の主權は將に彼外國人の爲めに蹂躪せらるる如き場合之れなきは永た斷言すべからざるなり最も我國は維新勿々の際他の諸國の間に治外法權なるもの存するより一時在留領事の依頼を與へつゝ來り地方なきにあらざるも雖も是等は素より取て以て標準とすべからざるなり何ぞなれば此從來拘禁せられたる外國人は是れ我國法の下に我法に從ふものにあらずして一時領事の囑托に依り拘束するに過ぎざれば其處遇も我輩規則を適用すべからざる譯合なれどなり去れば其食物を洋食にするなり肉食せしむるなり囑托者即ち領事の許諾の範圍内にある以上は我輩より之を問ふを要せざるべし何ぞなれば其費用は悉皆委託領事の交辦に屬し監督か一時之を立換へ置くに過ぎざれども是れ從來洋食を給する等の先例ある所以に外ならず是れ自然なる此先例を以て一般に給せしめざるべからざる云はんか是れ自から國法を無視するものと云はすべし何んや又果して此議を正當なりせんか平素山海の珍味に飽きつゝありしものにして一時入監せんか山海の珍味を給せざるべからざるの必要ありと云はざるを得ずして監獄規則の所定に空文に失せんのみ斯る道理の何れに世に存するならんや又以て一笑に付せんのみ

●教誨叢書第三十六輯目錄

○教誨

歲暮の恩物
告別の辭

原胤昭
阿部政恒

○宗教

信仰實驗錄
赤穂義士銘々傳

長陽外史
天福堂主人

○傳記

温飴屋の會合

○伊勢平藏家訓

儉約 堪忍

南海逸士

○日新公教訓歌解

北海のイソブ
鴉と鴉の話

た、は、生

○勸話

井中の狐の話
鳩の精神の話

隨感 岡山

渡邊望岳

申譯無用

書を讀む樂み

西郷翁の美事

鼠の親心

十人よれば十色
朝思如何に篤きか

内田政雄
原胤昭

○明治近思錄

悔改

濃川生

○讀方

半年の勉強

天福堂主人

●教誨叢書第三十七輯目錄

○教誨

大人の品格
一筋の心

樺戸 水崎基一
原胤昭

○冬宵漫錄

自序 經驗

日々の經驗
在米 薇峯樵夫

○傳記

渡邊龜吉君自叙傳

○温故知新

右筆友禪染 鮭 三珍聖書

○勸話

北海のイソブ
狼と馬の話

た、は、生

製紙會社の話

馬士

百姓金吉と慾兵衛

東京 露月堂主人

幸福なる生徒を送る道

漁

忍耐

實語教

濃川生

智は貴くして減せず

天福堂主人

會 告

●本會雜誌代金取纏主任ヲ設ケラレタル各署御購讀員ノ出入ハ必ス該御主任ヲ經テ申報アラシムヲ希望ス

○本誌定價並廣告料

●監獄雜誌 壹部定價 前金六錢 (全國無遞送料)
 ●全署内五名以上購讀ノ向ハ 前金五錢五厘(全 上)
 ●一府縣内數百名協議購讀ノ向ハ前項ノ外特ニ割引法ヲ設ク
 ●又一署内十名以上ノ雜誌代金ヲ取纏メ之レヲ送付シ及讀者ノ増減、轉免等ヲ報告スルノ勞ヲ取ラセラル、諸君ニハ雜誌ノ代金ハ申受ケサルモノトス
 ●廣告料 一行一回分 金十錢

○雜 則

●監獄雜誌ヲ注文セララル、キハ住所姓名(官衙ニ奉職セララル、)ヲ詳記シ雜誌ノ號數ヲ指定シ一冊若クハ數冊分ノ前金ヲ添ヘラルヘシ
 ●雜誌ノ前金相切レ候節ハ送本ヲ停止ス但官署上等司獄官及本會々費取纏主任ノ資格ヲ以テ申込ノ向等本會ニ於テ信スル所ノ諸君ハ特ニ廢讀ノ通知ニ接スル迄ハ引續キ送本シ代金申受ク可シ
 ●右ノ如ク前金相切レ候諸君ニ對シ雜誌ヲ送付スルトキハ其帶封ヘ(督)印ヲ押捺シ御送金ヲ促シ又前金拂込ノ向ヘハ(濟)印ヲ押捺スルヲ例トス
 ●雜誌代金ヲ送付セララル、キハ爲換ノ宛名ハ東京文會會計部トシ東京四ツ谷郵便支局ニ向ケ拂込アリタシ
 ●通運便ニ付セララル、キハ其持込賃ヲ添ヘ郵券ヲ以テ代用セララル、キハ五厘切手一割増タルヘシ
 ●本誌代金領收證、請求書其他本會ノ回報ヲ要セララル、向ハ返信用郵券又ハ葉書ヲ送付セララルヘシ
 ●本誌賣捌望ノ向ハ其旨申込アルヘシ

明治二十八年一月三十日發行

發行人兼編輯人 磯村 兌 貞
 印刷人 海沼 富 太郎
 發行所 愛知縣名古屋市西洲崎町四番戶警察 監獄學會
 支 會 東京四ツ谷區荒木町廿七番地 警察 監獄學會支會
 印刷所 東京市京橋區銀座四丁目一番地 博 聞 社

(明治二十七年二月)
 (廿六日逕信省認可)

